

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 15 日)
(第 15 号)

第15号
6月15日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第15号

○平成30年6月15日（金曜日）

議事日程（第15号）

平成30年6月15日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小	島	智	子
13	番	濱	井	初	男
14	番	木	津	直	樹
15	番	田	中	祐	治
16	番	野	口		正
17	番	石	田	成	生
18	番	彦	坂	公	之
19	番	大	久保	孝	栄
20	番	東			豊
21	番	山	内	道	明
22	番	吉	川		新
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	小	林	正	人
28	番	服	部	富	男
29	番	津	田	健	児
30	番	中	嶋	年	規
31	番	村	林		聡
32	番	長	田	隆	尚
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	日	沖	正	信
36	番	前	田	剛	志
37	番	舟	橋	裕	幸
38	番	三	谷	哲	央
39	番	中	村	進	一

40	番	青	木	謙	順
41	番	中	森	博	文
43	番	前	野	和	美
44	番	水	谷		隆
45	番	山	本		勝
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	舘		直	人
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯	浅	真	子
書記(事務局次長)	岩	崎	浩	也
書記(議事課長)	佐	藤	史	紀
書記(企画法務課長)	稲	垣	雅	美
書記(議事課課長補佐兼班長)	中	村	晃	康
書記(議事課主幹)	川	北	裕	美
書記(議事課主査)	岡	野	俊	之

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴	木	英	敬
副知事	渡	邊	信	一郎
副知事	稲	垣	清	文
危機管理統括監	服	部		浩
防災対策部長	福	永	和	伸
戦略企画部長	西	城	昭	二
総務部長	嶋	田	宜	浩

医療保健部長	福井 敏人
子ども・福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	渡辺 克己
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	荒木 敏之
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	山本 進
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	野田 恵子

午前10時0分開議

開 議

○議長（前田剛志） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○1番（芳野正英） おはようございます。新政みえ四日市市選出の芳野正英でございます。今日はちょっと盛り込みましたので、もう初め何も言わずに、早速に質問に移らせていただきたいというふうに思います。

地域ユニバーサルケアで地域を再生ということで、2016年の3月4日に一般質問をさせていただきました、このテーマでも。地域ユニバーサルケアというのは、複合課題、例えば引きこもりの息子さんを高齢の両親が支えるとか、こういう家庭にもある複合的な課題を抱える家庭をどう解決していくかという仕組みを提示をさせていただきました。

（パネルを示す）パネルでも、前回もこれ出させていただいたやつなんですけども、地域ユニバーサルケア、それぞれ支援を必要としている三重県民の方々、いろんな課題を抱えております。真ん中の紫色の方々がその支援を必要としている方で、医療にかかっていたり、障がいを持っていたり、子育てをしていたり、ひきこもりをしていたりとか、そういう人を外側の赤いそれぞれの支援の組織が支えていくということでありますし、その課題ごとに、その行政対応に応じて、次のフリップを見ていただければと思います。

（パネルを示す）それぞれの課題、行政が提案する、提示するものについて、それぞれ包含をしていこうということでありまして、相談体制において

は、障がいのある相談であるとか、高齢に関する相談であるとか、がん、難病、LGBT、いろんな相談事もありますし、そういうのを生活支援をしていかなければいけない。住まいも提供していかないといけないし、就労とか教育とか、後ほどやりますけど、防災に関しても、それぞれ課題ごとにケアが必要な人々がいるということを包含的に取り組んでいきたいと思いますというこの質問をさせていただきました。

検討していきますということでお話をいただいたんですけども、厚生労働省も、あれから「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部という組織を立ち上げて、省内でそれぞれの局の区切りを取っ払って全体的に福祉サービスを連携をさせていきたいと思いますという取組が始まってるんですけども、私はこの福祉分野に限らず、それ以外の分野にも広げていこうということで、地域ユニバーサルケアというふうに言っています。

ここで大事なのは、この相談体制もそうなんですけど、ワンストップで相談が受けられるということと、それぞれの機関がネットワークをつくって連携をしていきたいと思いますということ、それからアウトリーチ、これは行政がその困っている人たちのところに直接お伺いに行くという、このワンストップ、ネットワーク、アウトリーチ、この三つが必要なのかなど。O、N、Oですね。これを大事にしていきたいなというふうに思っています。

早速ですね、この相談の中の、いろいろ各論をお話をさせていただいて、その中で少しイメージを深めていただければなと思うんですけども。今からちょっと四つの各論を少しお話をさせていただきます。

一つ目は、犯罪被害者支援に関してであります。これも昨年の12月に一般質問をさせていただきました。これから勉強して条例化も検討していくというお話で、先日、新聞報道でもありましたけれども、朝日町の女子中学生の痛ましい事件があり、その被害者のお父さんから、記者会見をされて、知事にも手紙を託されたということでございまして、知事も改めて犯罪被害者等支援条例制定の必要性を会見で述べておられました、ぜひ、この議会の場でも、改めてその犯罪被害等支援条例制定についてのお考えですとか、できた

ら、ちょっとギアが少し上がったのかなという気がするので、条例の制定の時期なんかは、どの辺を、どのぐらいを目指しておられるのかといったところ、また、被害者のお父さんも面会を希望しているということでもありますけれども、そのことに関して知事のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 犯罪被害者等支援条例について御質問いただきましたので答弁をいたします。

犯罪被害者等支援に関して、本県では、平成16年3月に制定した犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例に基づき、知事部局及び警察本部を中心に、三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議において部局間で情報共有しながら総合的な取組を進めています。また、平成29年1月に策定した安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムにおいて、犯罪被害者等支援策の充実を重点テーマの一つとして取り組んでいます。

犯罪被害者やその家族等への直接的な支援としては、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、相談の受付、日常生活の支援等を行っており、事案によっては、被害直後から長期的、継続的に実施していると伺っています。また、性犯罪、性暴力被害については、平成27年に開設したみえ性暴力被害者支援センターよりこにおいて、相談の受付、医療機関や警察等への付き添い等を実施しているところです。性犯罪、性暴力被害は声を発しにくく、潜在化すると言われていますが、過去の被害から長い間苦しんでいるなどの深刻な相談等が寄せられています。このようなことから、長期にわたり被害者等に寄り添い、支援することの必要性を実感しています。

先般、朝日町における事件の犯罪被害者遺族の方からのお手紙を受け取りました。その内容は、御遺族の今なお残る痛みなどが切々とつづられており、私も娘がいる身であり、本当に胸が張り裂けんばかりの気持ちを抱きながら読ませていただきました。そこには、愛娘の命を決して無駄にしてほしくない、そのためにも条例の制定など犯罪被害に対する救済策を講じてほし

いというものでありました。改めて、心からお悔やみを申し上げますとともに、犯罪被害者遺族の方のこの間のつらい気持ちに思いを馳せ、非常に重く受けとめているところであります。

現在、検討に当たって、直接犯罪被害者等と接するみえ犯罪被害者総合支援センターの相談員への聞き取りをはじめ、全都道府県に対するアンケート調査や、先進県の具体的な施策の内容等に関するベンチマーク調査を進めているところです。その中で、犯罪被害者等に寄り添った支援の充実、県民の皆さんをはじめ、教育や医療現場等の理解の促進、警察はもとより、国、市町等との連携体制強化等の犯罪被害者等への支援が必要になってきました。

あわせて、周囲の無理解に起因する心ない発言による二次被害を訴える声もあり、その防止についても重要な観点であると考えています。条例については、目指すべき理念の実現に向け、国、県、市町等の様々な主体の役割を明確にし、計画的に取組を進めていく上で意義があると考えています。

この8月25日には、平成25年に朝日町内で発生した悲惨な事件からちょうど5年となります。この間、被害者遺族の方は多くの苦しみを抱え続けておられます。このような方々の切実な思いに少しでも応え、寄り添うことができるよう、まさに節目の8月をめぐり、議会に出させていただくに当たっての犯罪被害者等支援条例に係る県としての方向性をお示ししたいと考えています。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

本当に12月のときに私も井戸畑部長に何回か食い下がって、条例の制定をというふうなお話をさせていただき、勉強する、勉強すると言って勉強せえへん子どももおるみたいな話もさせていただきましたけども、しっかりとこの半年間でそういう形の取組をしていただいて、また、知事もそういうリーダーシップをとってやっていただいているというのは本当にありがたいというふうに思ってますし、また、ちょうどその痛ましい事件の後の8月という、

私が想定してたより早いなど、年度内中でもできるんやろうかと思ってたんですけど、その方向性を示していただけるというのは本当にありがたいなというふうに思っています。

12月の質問をさせていただいたことで、実は今回の被害者の御遺族の方から私宛てに一度お会いしたいということで連絡をいただきました。私は家近いですけど、実は今までお会いしたことなく、そのお話を聞いたときにも二日ぐらいちょっと実は悩んだんです。もとより、もともと犯罪被害者支援の活動もしてましたので、被害者の遺族のお話も聞いたことはあるんですが、近い分、より私自身がそのお父さんに寄り添っていけるのかと。お父さんというお話だったんですけど、昨日も今日の質問についていろいろ話をしたら、自分の名前しっかり言ってくださいというので、寺輪さんというふうに改めて申し上げさせていただきます。その寺輪さんから、お会いしたいと言って、お話も2時間ぐらい御自宅でさせていただいて、その後もいろいろ、こういう犯罪被害に係る活動についての支援もこれからしていこうかなというふうに思ってますけども。しっかりと、これは警察の皆さんも、その当時事件を担当された刑事も何度か寺輪さんのところへ連絡をしてくれているようでありまして、そういうのが非常に心強くなってるというところもあります。

ただ、一方、みえ犯罪被害者総合支援センターのほうは、ちょっと支援が途切れがちになってしまっているという部分もありますが、もちろんこれはいろいろ時間がある、ほかの業務もあるというのもあると思いますけども、やっぱり寄り添い続ける心というのが必要なのかなというふうに思っています。

寺輪さん、おっしゃってましたけれども、センターはなかなか土日やってませんので、これ土日やってなくても平日に行けばいいのかもかもしれませんが、こここそ、その窓口を設ければ相談者がやってくるんだらうというふうになってしまっちはいけないのかなと、行政は。そうでなくて、センターのほうから、行政のほうから相談者のもとへ出向いていくという、先ほど申し

上げたアウトリーチの発想が必要なのかなというふうに思っています。

全国の犯罪被害者の方のお話を聞いていると、例えば御主人を子どもが小さい中で亡くされたお母さんなどが、小学校に子どもが上がるときに保護者の名前を書かないといけない、そのときにお父さんの名前が書けないので、またそこでちょっと心を痛めてしまうとか、やっぱりその節目節目というのが御遺族の方にはあるんだと思います。その寺輪さんだけじゃなくて、やっぱりこの三重県内、全国でもそうですけども、犯罪被害に苦しんでいただいている皆さんがいますので、そこに寄り添っていただけるようにしていただきたいなと思ってます。

これは質問というよりお願いなんですけども、ぜひ知事には、これは私も年同い年ですから、長いつき合いになるかどうかはわかりませんが、ぜひこの犯罪被害者等支援をライフワークにしていきたいなというふうに思ってます。政治家の立場以外でも、一個人として私も寺輪さんと友達つき合いもしていこうかなと思ってますけど、寺輪さん以外の方々もそうなんですけど、やはりライフワークとしてしていただきたいと。しっかりうなずいていただきましたので、ぜひその点をお願いをしたいなというふうに思っています。

今年の3月に、福岡県議会でも議提条例で犯罪被害者等支援条例をつくっておられますけども、この中で、もう一回このパネルに戻るんですけど、(パネルを示す) 犯罪被害者等の支援に関しては、この福岡県の条例は、被害者の提起する損害賠償の支援ですとか、経済的負担の軽減、いわゆる生活支援ですね。あとは居住の安定ということで住まいの部分ですとか、雇用の安定といった条項も、具体的な支援をこれからやっていくんだという条項を盛り込んだ条例を、非常に一歩また進んだなという気がしてるんですけども、そういう条例もできておりますので、ぜひ三重県も、そういう条例も参考にしていきたいなというふうに思いますし、また、これは犯罪被害者等と書いてあります。犯罪被害者本人だけではなくて、その家族でありますし、また、最近では、凶悪犯罪を目撃した方への支援というのにも必要になってくる

と思うんです。先日も新幹線の車内での殺人事件というのが起こりましたけども、これもその犯罪を目撃した方々もおられて、非常に震えながらテレビのコメントに応じておられる方もいましたけども、凶悪犯罪を目撃した方々の心理的な支援も、このみえ犯罪被害者総合支援センターでもぜひ受け付けていただきたいなということを願っております。

このバッジのことを言うのを忘れましたけど、（現物を示す）この黄色いバッジは、犯罪がない明るい社会を目指すということで、保護司さんからいただいたんですけども、保護司さんも、この犯罪被害者等の支援にはしっかりと取り組んでいってますので、ぜひそのことも紹介をしておきたいというふうに思っています。

次、ちょっと場面をかえまして、今度は多文化共生についてでございます。

昨年8月に、三重多文化共生を考える会、我々も入ってるんですけども、この10年間、県議会議員、市町議会議員入って、議員の会を立ち上げて、この多文化共生に取り組んでまいりました。昨年は外国人集住都市会議も津市で開催をされました。この多文化共生は、進んできた側面、特に教育の部分なんかは大分教育長はじめ三重県の教育委員会が進めてこられてますけども、例えば成人の雇用の環境、勤務先での対応ですとか、また、成人した外国人がなかなか日本語を学ぶ機会と場所がないというところもあって、その部分がなかなか進んでないのかなというふうには思っています。ただ、文部科学省も、生活者としての外国人のための日本語教育事業というのもやってまして、その中でいろんな取組、先ほど申し上げたような成人となった外国人の日本語教育を進めていこうというのを予算づけをしております。

さらには、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業という、これは小中高と続く教育、外国につながる子どもたちの教育を進めてきてますけども、我々議員の会としても今後力を入れていくのは、就学前、それから高校におけるキャリア教育、こういった部分を充実をしていきたいなと思ってますが、特に今日はこの就学前、幼稚園や保育園での幼児に向けての日本語教育の取っかかり、ここをぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思ってます。

ちょっとパネルにこれをすればよかったなと思ったんですけど、（現物を示す）愛知県は、こういう「たのしい1ねんせい」という、愛知県は、こういう副教材でプレスクールに向けての事業をやっています、中に5カ国語、日本語以外の5カ国の言葉で、プールとか夏休みとか運動会、どういうふうに発言するのかというのを、日本語をしっかりと学んでいこうというのをやっていますし、また、そのプレスクールを実施するときのマニュアルなんかも愛知県は整備をされています。

四日市市も、笹川地区では、市単でずっとプレスクール、幼稚園、保育園でやっています。私たちも議員の会としてそれを視察に行ったこともあるんですけども、あと、松阪市も始めてるということでもありますけども、三重県全体として、この外国につながる幼児の就学前教育について取り組んでいただくお考えはないか、お聞かせください。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 外国につながる幼児への就学前教育について御質問いただきました。

本県には、多くの外国人住民が生活しており、また、定住化の傾向にあります。こうした中、外国人住民が円滑に生活していくためには、日本語の習得は大変重要であり、これまで県では延べ約800名の日本語指導ボランティアの育成に取り組んできたところでございます。

また、県国際交流財団では、「みえこさんのほんご」という日本語指導教材を作成し、配布したり、多言語による読み聞かせ教室を開くなど、外国人児童生徒に対する日本語学習の支援を行っており、好評をいただいております。さらに、現在、県内には42の日本語教室がございまして、それらは市町やNPO等により運営されているなど、地域においても取組が行われているところでございます。

一方、国においては、外国人材の受け入れを拡大するため新たな在留資格を創設することが骨太の方針（案）にも明記されており、本県にあっても外国人住民がさらに増加することが予想されております。また、現在、有志の

国会議員により、外国人に対する日本語教育の充実に係る基本法の制定が検討されております。このため、今後、国等の動向も注視しながら、日本語習得の機会の確保に一層努めていく必要があると考えております。

議員が紹介されたとおり、愛知県内の外国人住民が多い市町においては、就学前教育の取組として、外国人の子どもが早期に学校生活に適応できるよう、簡単な日本語や学校の習慣などを教えるプレスクール事業を実施しており、また、愛知県としては、先ほど紹介ございましたプレスクール実施マニュアルを作成しまして、このプレスクールの普及に努めていると聞いております。

プレスクールに参加した児童が在籍する保育園では、子どもが落ち着いて話を聞くようになったとか、子どもたちが入学した小学校では、プレスクールを受けていない前年の入学児童に比べて指導しやすくなったというような報告があったというふうに聞いております。

また、県内でも、松阪市教育委員会が、外国人幼児のための就学前支援教室「ふたば」を開設し、小学校入学前の子どもを対象として、集中的な基礎的な日本語学習等を実施するとともに、保護者に対しても日本の学校生活についての情報発信をしているというような取組をしております。このことでスムーズに小学校生活に移行できたなどの効果があると聞いております。

県内の市町とは、外国人が多く居住する13市町と構成する県市町多文化共生ワーキング等の機会を通じて課題を共有するとともに、愛知県や松阪市の取組についても情報を共有しているところでございますが、今後も引き続き市町とともに県内外の先進事例について情報収集や研究を進めてまいりたいと考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

この多文化共生、取組をしますと、よく、なぜ外国人だけに集中するんやとか、それやっても票にならんぞとか、よく言われるんですけども、なぜこれを取り組むのかというのは、また最後にお伝えしようと思うんですけ

ども、本当に今おっしゃっていただいたように三重県の中でも今広がっていただけてますし、また、国の動向もお話をさせていただきました。日本語教育の基本法というのを、しっかりとこれから立ち上がっていくかなと思いますけど、文部科学省も生活者としての外国人という表現を使っていますけれども、外国人を生活者としてしっかりと日本社会に定着させることで、納税者となっていくって、この日本社会を支えるメンバーの一人になってもらおうと、この方針から今取り組まれてるのかなと思いますので、ぜひそこもしっかりとお願いをします。

続けて3番に移りますけども、そういうプレスクールを取り組んでいた中で、外国につながる児童の部分の発達に関する障がいが、先日の新聞報道でもありましたけど、日本人の児童よりも、そういう外国につながる児童のほうが発達障がいの割合が高いというような新聞報道も出ておりました。これは、もともと日本語教育に取り組まれてる中で、日本語の習得に遅れが出てくる児童がいると思うんです、外国につながる児童の中で。それは語学力の問題だというふうに今まで見られてたんですけど、発達に障がいがある可能性があって、しっかりそれを拾っていく必要があるのかなと。

三重県も、CLM、チェック・リスト・イン三重に取り組んでますけど、そこへつなげるための発達支援に向けるケアをどうしていくのか、しっかりと取り組んでいただきたいと思います、この点について回答をお願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 外国につながる児童への発達支援についての御質問でございます。

外国につながる子どもたちに、学校生活において戸惑いやなじめない様子が見られる場合、それが生活習慣上の違いによるものなのか、日本語の習得の遅れによるものなのか、発達障がいによるものなのかがわかりにくい状況がございます。外国につながる子どもたちについては、各学校の指導員が、会話や文の読み書き、生活習慣などを支援しており、その中で、発達上の課

題に早期に気づき、子どもの情報を各学校の特別支援教育の担当教員と共有し、支援を開始することが大切です。

子どもたちへの日常の支援については、各市町が配置している指導員に加え、県においてもポルトガル語やスペイン語等に対応する巡回相談員を派遣して対応しています。本年5月には、巡回相談員が発達障がいの特性に早期に気づいて支援が開始できるように研修会を実施いたしました。

今後は、市町で配置している指導員を対象にした研修会に特別支援学校から講師を派遣するなど、発達障がいについての理解を深めるための支援を行います。加えて、外国につながる子どもが多く在籍している市町の教育委員会の外国人支援担当者と特別支援担当者と意見交換する場を設けて、各市町の学校における具体的な支援の状況や課題を共有しながら、発達障がいのある子どもたちの支援をさらにどのように進めていくのかについて検討していきたいと考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

5月から巡回相談員への研修を始めていただいたということでありまして、まさに日本語教育を専門にされている方々とか、その指導に当たる、サポートに当たる方々ですね。そこは発達障がいに関する専門的知識をなかなか得られない方々も多いので、そこを双方が知識を共有していくということでもありますので、これは、またパネルに戻りますけど、（パネルを示す）この教育の中の、教育における障がいと外国人のこれをつなぐということですね。ここをつないでいくという、こういう取組だと思っておりますので、ここもしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、少し視点を変えまして、放課後等デイサービスへの監査ということでもあります。先日から報道されてるんですけど、放課後等デイサービスの経営が悪化してるという問題もあり、これちょっと国会の中でもいろいろ問題にしていますけど、市が主にかかわるものなので、ちょっとここはおいといて、県への質問として、この放課後等デイサービスの中には、その支援の質が十

分に担保されていない事業所もあるのではないかと。

例えば、児童が特別支援学校から帰ってきてデイサービスに行くと、教育テレビの「にほんごであそぼ」みたいな番組があるんですけど、教育番組だからといって、それをずっと見させてるだけの事業所なんか、これは三重県ではないですけども、あったとか、障がいの程度の軽い児童ばかりを集めてるですとか、専門的知識がないスタッフで対応したりとか、こういうような事例が散見をされております。

昨年の4月から放課後等デイサービスの開設基準も厳格化をされてますし、今年の4月からは報酬見直しもありまして、重度の障がい児を受け入れる事業所の報酬を上げるとか、いろいろこういう質を担保するための取組、厚生労働省もしっかりやってるんですけども、それにプラスして、まさにそのアウトリーチじゃないですけど、行政のほうからも、それぞれの事業所が、しっかりとその事業所が対応してるのか、サービスをちゃんと提供できてるのかという部分の監査をしていく必要があると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 放課後等デイサービス事業所への監査についてお答え申し上げます。

放課後等デイサービスにつきましては、利用者のニーズの増加に伴いまして、近年、事業所の数が大幅に増加しており、サービスの質の確保が問題になっています。このような現状を踏まえまして、放課後等デイサービスにつきましては重点的に指導、監査に取り組んでいるところです。

県では、利用者に良質なサービスが提供されますように、集団指導において、制度の改正の内容や過去の指導事例等について周知するとともに、実地指導において、法令遵守の状況、事業所内における虐待行為の有無等、実態を把握しているところです。

特に放課後等デイサービス事業所に対しては、重点項目として、障がい児支援等の経験者の配置の状況、それから、国から出されております放課後等

デイサービスガイドラインの遵守状況についてしっかりと検証しているところでございます。

なお、不正な給付費の請求であるとか、施設・事業所の人員、設備、運営に関する基準に重大な違反が疑われるときは、監査を実施することとしています。

県としましては、これからも利用者に良質なサービスが提供されますよう、引き続き放課後等デイサービスを指導、監査の重点として位置づけ、しっかりと対応していきます。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

放課後等デイサービスを、私、親のかたきのように憎んでるわけじゃなくて、しっかりやってる事業所もあるんです。そこはそこでしっかりと必要な支援をしていただく中で、やっぱりどうしても、これは言うとなあれですけど、福祉の世界も悪質な福祉コンサルなんかがおって、やっぱり、これもうかりますよと言って、こういうのやりましょうと言って提案をしていくようなところもありますので、そこで出てきたようなところはしっかりと取り組んでいただきたい。

以前、A型作業所で、これは岡山県とかでありましたけども、突然事業をやめて大量の解雇を出すというような事例もありましたけども、そういう、どうしても悪質な経営をしているようなところは、しっかりと取組をしていただきたいなというふうに思ってますが、重点的にやっていただくということでございますので、ぜひその結果もまた御報告をいただきたいなというふうに思います。

これまで各論で見えてきて、それぞれ散発的にやっとなるん違うかと、芳野は質問を、と思われるかもしれませんが、（パネルを示す）最終的にはやっぱりこういうケアのこの図表に戻ってくるのかなというふうに思います。それぞれの分野で取り組んでいることをまちまちにやるのではなくて、県全体

で一丸となってやっていくのがこれからの行政なのかなというふうに思います。

昨年の3月、三重県もダイバーシティみえ推進方針というのを出されまして、（現物を示す）なかなかおしゃれなパンフレットですね。これをつくられましたし、その中で取り組む事業、これはちょっと細かいのもうパネルにはしませんでしたが、このダイバーシティといえば、性的マイノリティですとか、それから外国、そういう多文化共生の部分だけじゃなくて、今回県で策定されたダイバーシティみえ推進方針は、子育ての部分ですとか、それから高齢者、障がい者の自立共生、こういった人権尊重に立って福祉的な部分も取り入れた推進方針をつくられたなというふうに思っています。

やっぱりこれから、このダイバーシティの考え方、この推進方針でも六つの視点ですね。一歩先の未来に向けて六つの視点を捉えていきたいと思います。視点1、違いを知ること、伝えること、視点2、交流を増やすこと、視点3、互いに支え合うこと、視点4、みんなができるという発想を持つこと、視点5、多様かつ柔軟なシステムとすること、視点6、違った目線、考え方を力とすることというふうに書いていただいて、これはまさに福祉の世界でも同じようなことが言えるのかなというふうに思います。

もう一つ、ダイバーシティはプラスであるという考え方、ダイバーシティは、個人、組織、社会にとってプラスであると。LGBT、性的マイノリティの方を支援することは、社会全体の基盤を強くするんだ。多文化共生で外国人の人たちにも支援をすることは、日本社会をしっかりと裾野の広い価値観の世界観の広がってる社会にすることなんだという、イノベーション、変革というふうにも書いてもらってますけども、これだからこそ、先ほどなぜ私がそういう多文化共生や犯罪被害者支援に取り組むかという、そういう声なき声といいますか、票にもならないと言われてますけど、実はそこに光を当てることが、実はこの日本社会全体の、我々の住む社会全体を底上げしていくことになるんだという思いでやっております。

ここで提案といいますか、質問なんですけども、来年度、各都道府県で地

地域福祉支援計画というのを策定するというので、三重県も来年度策定をしますということの表明を昨年の委員会でもしていただきました。ぜひ、このダイバーシティの視点を、この地域福祉支援計画の中に盛り込んでいくと。このダイバーシティ推進方針の中にも福祉の要素が入ってますから、もう一方の福祉支援計画にもダイバーシティの要素を取り入れて、地域ユニバーサルケアという言葉を使ってくれとまでは言いませんが、こういう計画を、計画づくりをしていただきたいなというふうに思っていますが、その点の方針、考え方をお聞かせください。

〔田中 功 子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 地域福祉支援計画についてお答え申し上げます。

平成28年6月に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランにおきまして、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現が提唱されました。

これを受けて、厚生労働省では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、住民主体による地域生活課題の解決力の強化や、包括的な相談支援体制の整備に向けた取組が進められています。また、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正も行われ、今年4月に施行されたところです。

改正社会福祉法では、地域福祉支援計画の策定が、これまでの任意から努力義務へと変更されました。また、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられるとともに、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項や、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項が追加されたところです。

県としましても、福祉ニーズが多様化、複雑化している中で、法の改正や県内市町における包括的な支援体制づくりの動きがあることなどを踏まえ、県内全域での地域福祉をより一層推進していくため、新たな地域福祉支援計画を策定していくこととしております。

計画の策定に当たっては、従来の福祉分野にとどまらず、福祉の領域を超

えた地域全体が直面する課題を改めて直視する必要がある、また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現を目指して策定していくことが求められています。

こうした観点のもと、新たな地域福祉支援計画を策定していくに当たっては、幅広い地域生活課題に着目していくことが重要であると認識しています。例えば、生活困窮者においては、単に経済的な困窮に陥っているだけではなく、そのことに起因して地域とつながれず、社会から孤立状態となっている場合があります。こうしたつながりから排除された人や世帯の課題が、制度のはざまの問題として顕在化していることから、誰ひとり地域社会から孤立させないような地域福祉の取組が重要であると考えております。

一方、県では、一人ひとりを大切に、互いに思いやり、ともに輝き合うそんな社会にしていきたいとの思いから、昨年12月にダイバーシティみえ推進方針を策定したところです。この推進方針が目指すダイバーシティ社会は、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会としています。

こうしたダイバーシティ社会の考え方は、地域共生社会と共通するものであり、計画の策定に当たりましては、このような視点も踏まえながら、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。大分力のこもった御答弁をいただいたかなというふうに思いますけども。

去年、私も健康福祉病院常任委員会の副委員長で、奥野委員長にお願いをして、大分県へ県外調査に行かせていただいたんです。（現物を示す）大分県も平成27年に地域福祉基本計画をつくってまして、そこの中の言葉が、孤立ゼロ社会の実現を目指してという副題がついてるんですね、このタイトルは。

先ほど部長に答弁いただいたように、誰一人地域社会から取り残されないというような表現もありましたけども、まさにこの孤立ゼロの、誰も置き去りにしないような社会づくりという部分をしっかりと、我々は、私たち議員もそうですし、執行部も一緒になってそういう社会づくりをしていかないといけないなというふうに思っていますので、ぜひ、これはともに手を携えてそういう社会づくり、三重県づくりをやっていきなさいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

時間が本当になくなってきましたので、次の、ちょっと展開を変えまして、風水害対策のほうに移らせていただきます。

大久保議員には申し訳ないんですけど、「待ったなし！」風水害への備えということで、もちろん地震への備えも必要なんです。我々はこの三重県に生きてますので。でも、この風水害というのは、特にこの近年、昨年三重県では激甚災害に指定されるような風水害の被害がありましたし、全国で言えばもう毎年のように水害が起こっておりますので、それへの備えというのもやはり待ったなしなのかなというふうに思っています。

その中で、新聞報道にもありましたけれども、昨年、国が中小河川緊急治水対策プロジェクトという取組をするというふうな記事がありまして、各都道府県に、その中小河川のいろいろな対策を、氾濫防止、再発防止を挙げて取組をされてると思いますけども、これについての、三重県での取組について、どのような形で取り組んでいくのかというのを、特にその河川、中小河川というのも選抜をしていかなければなりませんので、これをどういう基準でまた選んでやっていくのかというのを、答弁をいただきたいというふうに思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 中小河川緊急治水対策プロジェクトについてお答えを申し上げます。

平成29年の九州北部豪雨や台風第21号により、中小河川において甚大な被害が生じていることを踏まえ、平成29年12月に国土交通省において中小河川

緊急治水対策プロジェクトが策定されました。プロジェクトでは、再度の氾濫を防止するため、対策が必要な区間について、今後3年間で整備を進めていくこととしています。

三重県では、このプロジェクトに基づき、対策を講じなければ多くの家屋や重要施設に浸水の被害が及ぶと想定される朝明川など15河川、延長で1.73キロメートルにつきまして、河道掘削や堤防の整備などを2020年度までに完了すべく、計画的に進めていくこととしています。

このため、平成29年度補正予算を最大限活用するとともに、平成30年度当初予算についても重点配分を行ったところです。今後も期間内に当プロジェクトが完了するよう着実に事業を進めてまいります。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 答弁ありがとうございます。

（パネルを示す）本当は初めに私のほうからパネルで説明する予定やったのをちょっと忘れてました。ちょっと細かくなってますけど、この中小河川緊急治水対策プロジェクトは、大きく三つの柱があって、先ほど部長が答弁いただいたのは、真ん中の再度の氾濫発生の危険性のある河川に対して河道掘削ですとか堤防整備をしていくということでありまして、三重県も、私の地元も四日市市ですと朝明川が入ってますし、北は員弁川から南は熊野川まで、この三重県の15河川、過去の氾濫があった地域河川の支援をしていくということでありまして。

ほかに、透過型の砂防堰堤という土砂と水だけ流して流木はストップするという堰堤の整備ですとか、また、危険管理型の簡易型の水位計ですね。これは大体1000万円するのが、30万円から100万円ぐらいで安価で水位計が計れるというものでありますけども。こういう整備をしていただけということでありましてけれども、これは要望になります、あくまでやはり過去の氾濫があった河川を中心にやっていくプロジェクトでありますので、ほかのこのプロジェクトに漏れている河川、15河川ということでありまして、三重県は非常に中小河川の多い県でありますので、そういう河川については、いつ

も県単でやっておられる河床掘削等の整備、これはその、ここに漏れた河川については、やっぱり重点的にやっていただきたいなというふうに思います。先日の野口議員の質問でも、その優先順位はどうなんやという話もありましたけども、やはりその危険水域に達するような危険な河川というのは、やっぱり住民の皆さんも大体わかってるんですね。地元の市町もちろんわかっています。そういうところを、やっぱりその地元の声も聞いていただいて、この河川、この河川ということで、重点的に河床掘削等に取り組んでいただくことをお願いをしておきます。

次の水防訓練についてなんですが、これも国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョンということで、新たな防災、水害に対する備えというのが住民の意識の中でも大分薄れかけてるんじゃないか、それをもう一度再構築しようという取組を始めています。

翻ってみると、この三重県で水防訓練ってどれぐらいの量をしてるのかというのを考えてみました。県のほうにお聞きしても、これはやっぱり市町が中心に取り組むので、具体的な数字というのはなかなか難しいのかもしれませんが、ただやっぱり、私も地元で自主防災の班長とかもさせていただくんですけど、水防訓練、やっぱり風水害の備えってあんまり実は訓練でやってないんですね。

(現物を示す) 三重県も、この自主防災組織の活動実態調査というのもしていただいています、平成28年に。これを見てると、やっぱり地震への備えが多いんですけど、やっぱり風水害への備えというのがないのかなと。これは私自身も自戒を込めて話をしてるんですが、やっぱり三重県として、この地域の皆さんに風水害への備えの防災訓練の周知をしていくべきなのかなというふうに思います。

今日も後ほど質問で、濱井議員の質問の中にもタイムラインの効果的な活用というような質問もありますけども、タイムラインですとか、各市町のハザードマップの整備というのは、これから進められると思うんですけども、それは整備をされるのやけど、それはちゃんと活用できるのか。住民が活用

できるのかというところもあると思います、特にハザードマップなんかは。

大雨があつて浸水被害の可能性があると。そのときに2階に避難をすればいいのか、それとも避難所へ避難すべきなのかという判断というのは、なかなか我々でも判断が難しい。災害時要援護者であればなおさら、避難したほうがええんやろか、どうしたらええんやろかと。四日市市も、一時期、5年ぐらい前でですけど、避難命令が出たので、避難命令やっつか避難勧告やっつか出て、高齢者の方が、やっぱり私はすぐに避難せなあかんと思って避難をしに行ったら、避難所の小学校の鍵がかかっつたという、余りにも早く避難をし過ぎて入れなかったということもありましたけども、やっぱりそこを、ふだんからどういうぐらいになってきたらどう避難せなあかんかというの、こういう訓練ってやっぱり必要なのかなというふうに思います。

さらには、暗渠化されてない水路というのが私の近所にもありますね。そうすると、地震のときはそれほど避難経路って意識しないんですけど、例えば水があふれてきて30センチメートルぐらい水深が出てきたときに、やっぱり暗渠化されてる水路かどうかって、夜なんか特に見極めが難しいんで、避難経路というの、住民の皆さんにとってみれば、ふだんから意識をしておいて、ここは暗渠化されてない水路もあるから避難経路から外そうとか、そういう訓練とかというの大事なのかなというふうに思います。

そういう点で、ぜひ、この水防災意識社会再構築ビジョンじゃないですけども、この三重県の県民の皆さんに風水害への意識をもう一回意識づけるための防災訓練の充実というのが必要かと思いますが、その点、防災対策部長、ぜひ御答弁お願いします。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、風水害に対する訓練の充実等について御答弁申し上げます。

近年、豪雨や土砂災害などの風水害が数多く発生する中、その被害を最小限に抑えるためには、堤防の強靱化などのハード対策とともに、住民の皆さんの自助、共助による地域防災力の向上が不可欠と考えております。

そこで、防災に関する知識の啓発や避難に配慮を要する方々の支援など、地域の共助を担っている自主防災組織への支援として、人材育成を進めておりまして、みえ防災・減災センターにおいて、風水害への対策も含めた自主防災組織リーダー研修を開催しておりまして、これまでに379名の方々に受講いただいております。

また、地域からの要望に応じまして、知識と経験を有した防災技術指導員を自主防災組織等へ派遣しまして、水害や土砂災害などを想定した防災訓練を指導、助言しております。

それから、防災情報の提供ということも力を入れなければならないと思っております。現在、防災みえ.jpで河川の水位情報を提供するほか、ツイッターやLINEなどのSNSを活用しまして、住民の皆さんに対し注意喚起を行うなど多様な手段で情報提供を行っております。

あわせて、防災情報の理解の促進ということも必要だと考えておりまして、津地方気象台、みえ防災・減災センターと連携して、防災講演会やみえ風水害対策の日シンポジウムを開催するなど、気象台等から提供される気象情報やハザードマップへの理解を深めていただく取組を行っております。

今後に向けてですけれども、先ほどの御紹介もありましたけれども、今年度、台風被害に備えた市町タイムラインの策定支援に向けて取り組んでおりますので、その取組の中で市町において地域の防災組織との連携が一層図られ、それが住民の皆さんの適切な避難行動につながるような、そのような方向性を目指してまいります。

また、風水害への対応をしっかりと重視しながら、引き続き防災人材の活用を図りまして、自主防災組織等が実施する訓練を市町とともに支援し、また、防災情報への理解促進もあわせて行うことで、風水害に対して住民の皆さんが適切に行動いただけるように取り組んでまいります。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

市町ですとか、消防団とか自治体消防は、割と水防訓練ってやってるんですよね。6月も、消防団なんかも、私の地元の四日市市でも、消防団の方と自治体消防が一緒になって、土のうの積み方の訓練とか、こういうのはやっています。

防災・減災のアドバイザーですか、皆さんも、もう少しこう自主防災とか自治会の防災の部分においてやっていただきたいのと、訓練をやっていただきたいなというふうに思います。

(パネルを示す) ちょっと紹介もしておきますけども、6月1日から三重県もLINEで防災情報が入るサービスを始めました。私も早速6月1日に入りまして、ちょうどこの日曜日、6月10日も、台風が近づいてるということで早速連絡をいただきました。今日の時点で4782件、今朝ですけどね、来るときに見ますと、LINEで登録されてる方の数を見ると4782件。まだまだちょっと浸透が図れてないなと思います。

これも一つのツールですので、ぜひ皆さんに広めていただきたいなと思いますし、一方で、(パネルを示す) これも同じ6月1日からスマートフォンタイプの、左側、現在となっておりますけども、今これはないですけど、スマートフォンでパソコンサイトのそのままの形でこれまで防災みえ.jpがあったのがスマートフォン対応表示になりましたよと。少しスクロールがしやすくなったりしてますけども、こういうのもありますので、ぜひ皆さんご利用いただきたいです。

先ほど福永部長の答弁のあった、例えば河川の水位情報なんかも、実はこれ、ちょっと苦言を呈したいんですけど、防災みえ.jpのこのサイト、すごく情報量が多いんですけど、どれが優先かよくわからないんですよね。河川の水位情報も、これはここの中にある気象情報の中から水位というところに行くと、それをクリックすると、朝日町から度会町までずっとアイウエオ順で各市町の名前が出てきまして、例えば私のほうが四日市市と押すと、四日市市の河川、水位計の設置されてる河川がだあっと出てくるんです。ちょっと細かいんでもうパネルにしませんでしたけど。その地名が書いてあると

ころをクリックすると水位の量が出てくるんですけど、河川の水位情報どこを見たらいいのかというと、川の絵が描いてある、そこをクリックすると出てくるという、それで国土交通省にリンクするという非常にわかりにくい構造になってますので、ここはちょっと改善をいただきたいなということを思います。このみえ防災情報はどのような情報が詰まってるかというのを地元の皆さんに提案するだけでも、しっかりとした研修になると思いますので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

残り時間がなくなりましたので、3番目の国体の文化プログラムですね。「国体でeスポーツ!？」三重とこわか国体の文化プログラムについてということで、とこわか国体全体については、先日の館議員の質問でも網羅的にされましたので、私ちょっと視点を変えて文化プログラムについての質問をさせていただこうと思います。

これも先日新聞に出てましたけども、2019年の茨城国体で、このeスポーツ。eスポーツとは何ぞやということなんですけども、サッカーゲームですか、あとはストリートファイターとかですね、格闘ゲームなんですけど、これを最近はeスポーツと言って、スポーツのような形で世界大会とかやったりしてます。これを文化プログラムに入れていこうというのを先日茨城県が発表されたというふうに出てました。

三重とこわか国体はその翌々年なので、三重とこわか国体でも検討すべきではないかという部分と、かといって私、別にゲーム本当は実はやらないんですね、全く。なので、eスポーツをそれほど推進するわけじゃないんです。でも、そういう取組というのもあってもええかなと思うのでいいんですけど。そのeスポーツ以上に、私、実はちょっとお願いしたいのは、せっかくこの文化プログラムをやるときに、(パネルを示す)これは岐阜県の清流国体のときの文化プログラム、ちょっと字細かいですね、やっぱりどうしてもこうなると。長良川の清流国体、岐阜県がやったときの文化プログラムなんです。皆さんのお手元にはありますのでちょっと見ていただければと思うんですけど、結構文化と言っても、岐阜県をよく知るためのいろんな文化行事、

長良川の鵜飼ですとか、あと毎年やってる道三まつりなんかもプログラムとしてやってますけれども、こういう文化を知るのもいいんですけど、せっかく三重県、今までも、知事が当選された後もサミットでの県民一丸となったおもてなしですとか、あとまた、今年開催するインターハイでも高校生の皆さんがしっかりとそのインターハイに向けた機運を盛り上げようとしています。

(現物を示す) 今日こっち側のバッジは、これはこの前、海星高校のアーチェリー部の生徒さんと一緒に缶バッジ製作というのを今やってまして、それで一緒につくらせてもらったインターハイの缶バッジなんですけど、こういう県民一丸となって取り組めるような文化プログラムをぜひ県民発意で出してもらえるような、そんな取組をしていただきたいなということをお願いをしたいんですけれども、この点について御答弁をお願いをいたします。

[村木輝行地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇]

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長(村木輝行) 国体におけます文化プログラムの関係でございますが、まず国民体育大会の文化プログラムの位置づけでございますけども、これにつきましては、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマに、開催県における国体開催機運の醸成や、国体の目的等を全国に普及するために実施すると、こうしておるところでございます。これまでの開催県では、全国スポーツ写真展等スポーツに関する事業だけでなく、文化芸術祭や各地の祭り等も文化プログラムに位置づけ、国体の開催機運の醸成を図ってきたというところでございます。

議員からもただいま御紹介いただきましたけども、茨城県では、このたび国体の文化プログラムにeスポーツ大会を開催するということが先般発表されて、現在、日本スポーツ協会と協議を進めておるということ伺っているところでございます。

文化プログラムの実施に当たりましては、開催県でプログラムの内容を決定し、原則、国体の開催前年度末までに、日本スポーツ協会の承認を得ると、こういうことになっております。このため、三重とこわか国体で開催する文化プログラムにつきましては、目的や趣旨を十分踏まえ、先ほども議員から

もございましたけども、県民が一丸となることができるような取組、こういったことも含めて、今後、関係部局や市町、開催を希望する団体等が様々な取組を実施できるよう、検討期間を十分に確保しながら情報提供を適切に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

ぜひ、県民の皆さんができる、そして三重県の文化というのに取り組めるような、例えば水泳会場で鳥羽や志摩の海女さんの文化とか漁業とのかかわりとか、そういう水関連でやっていくとか、あとは会場とか国体会場でのお出迎えに高校生の吹奏楽部の皆さんがやられるとか、そういう県民が一体となったことに取り組んでいきたいなと思ってますので、ぜひこの辺も検討をお願いします。

今日の冒頭に申し上げたように、孤立ゼロ社会へ向けた三重県づくりという部分で非常に執行部の皆さんからいい御答弁もいただきましたので、この辺は、議会での発言だけじゃなくて、今後の取組として、私も一丸となつて、暮らしやすい、孤立ゼロの社会をつくるためにもしっかりと頑張っていくことをお誓いをして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 27番 小林正人議員。

〔27番 小林正人議員登壇・拍手〕

○27番（小林正人） 皆さん、こんにちは。自由民主党県議団、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

いつもは通告に従ってすぐ質問させていただくんですけども、今回は諸先輩からかなり圧力をかけられまして、紹介をせいということですので。議場に3名、そして執行部席にお一人、変わったTシャツを着ておられる方がおると思います。これは何かと申しますと、アサギマダラというチョウをイメージしてつくられたTシャツだそうであります。このアサギマダラというの

が台湾から約2000キロメートルをかけて名張市、伊賀市、そして美杉町の太郎生に飛んでくるというようなところで、この太郎生の地域活性化あるいはまちおこしに向けてこのTシャツをつくっておられるということで、今日は御紹介をさせていただきました。ちなみに、1着2700円から3500円ということですので、ぜひとも皆さん御購入のほどよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして順に御質問させていただきたいと思います。

まず、一つ目でございますけれども、福祉医療費助成制度についてであります。御承知のように、福祉医療費助成制度とは、障がい者、一人親家庭、子ども等の医療費の一部を助成することにより、受給者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度であります。とりわけ今回は障がい者への医療費助成制度についてお聞きしたいと思います。

厚生労働省の直近の調査によりますと、全国の障がい者数は、身体障がいの方が約393万7000人、知的障がいの方が約74万1000人、精神障がいの方が約320万1000人で、全体を合わせますと約788万人となります。ちなみに、この中で障害年金受給者の方は約194万3000人と、全体の約4分の1にしか達していない状況であります。

また、今回お聞きしたい障がい者への医療費助成制度でございますが、その対象となる要件は各県によって違いますが、三重県の場合ですと、例えば一つ目として、身体障害者手帳1級もしくは2級もしくは3級をお持ちの方、そして二つ目として、知能指数が35以下と判定された方または療育手帳A1、これは最重度のことですけれども、もしくはA2、重度の方でございます、をお持ちの方、三つ目として、身体障害者手帳4級をお持ちの方で知能指数が50以下と判定された方、または療育手帳B1、中度のことですけれども、をお持ちの方、そして四つ目として、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、通院のみというふうになっております。

前段でもお話をさせていただきましたが、全国の障がい者数において、身体障がいの方と精神障がいの方の人数は余り変わりません。もちろん精神障がいのある方の認定や、その他のいろいろなケースを考えますと、この

福祉医療費助成制度において、身体障がい者と精神障がい者の方を同等にすることは難しいと思いますが、現段階では余りにもかけ離れ過ぎであり、もう少し精神障がい者の受給要件を緩和してはと考えます。

例えば、平成26年度統計ですが、県内の精神障がい者入院患者数は4205人と年々増加傾向にあることや、精神障害者保健福祉手帳2級の方が全体の約65%を占めているということから、現状は精神障害者保健福祉手帳1級保持者、通院のみというふうにあります。入院も可能にする、あるいは精神障害者保健福祉手帳2級保持者の通院分も可能にする等であります。

ちなみに、全国的には精神障害者保健福祉手帳2級まで受給の対象になっている都道府県が9県あるというふう聞いております。また、県内の各市町独自に受給の対象範囲を広げているところもあり、ここでちょっとフリップを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）ちょっと細かいんでなかなかわかりづらいかもわかりませんが、この太線で囲んであるところが、精神障がい者の受給のところであります。これを見ますと、手帳1級で入院まで受給できるのは、津市、四日市市、桑名市、名張市の4市で、手帳2級の通院が受給できるのが四日市市、桑名市、名張市、鳥羽市、志摩市、伊賀市の6市、手帳2級の入院が対象というのが津市、桑名市、名張市の3市となっております。

さきの提案についての当局のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 精神障がい者への医療費助成について対象範囲を拡大してはどうかとの御質問でございます。お答えを申し上げます。

本県の精神障がい者への医療費助成については、平成20年に精神障害者保健福祉手帳1級の通院までを新たに助成対象としたところでございます。全国的な状況といたしましては、議員からも御紹介をいただきましたように、精神障害者保健福祉手帳2級までを対象としている都道府県は9県しかなく、17県では精神障がい者の助成を行っておりません。また、県内の状況といた

しましては、県制度よりも精神障がい者の医療費助成を拡大して実施している市町は7市となっております。

障がい者医療費助成を含めまして、福祉医療費助成制度は、障がいがある方々を含む県民の医療にかかわる大事な制度でありまして、一度導入して財政状況が悪化したからやめるわけにはいかず、制度を持続することが大切であるというふうに思っております。このことから、障がい者医療費助成制度に係る助成対象の拡大に当たりましては、本県の実情に鑑み、制度の持続性を確保しながら、給付と負担のバランスを勘案するなど、慎重に検討する必要がありますというふうに考えております。

以上でございます。

[27番 小林正人議員登壇]

○27番（小林正人） ありがとうございます。お答えをいただきました。

財政が悪化したからといってやめるわけにはいかないということと、給付と負担のバランス等を考えながら制度の持続性、これを最優先にしていきたいというような御答弁だったと思います。

なかなか、そういう持続性というのは確かに最優先していただかなければならないと思いますけれども、先ほどもこのパネルを提示をさせていただきました。

（パネルを示す）県内において、やはりこれだけばらばらといますか、ばらつきがあっては、一律というか、統一性がないというか、ここに住んでおったら受給ができますけれども、ここだったら受給ができない。これは非常にふぐあいがあるのではなからうか、このように思うところであります。

それともう1点、先ほど福井部長の答弁の中で、全国で9県しかないというふうにおっしゃられましたけれども、私からしてみれば9県もあるというふうに思っております。そのことも踏まえて、確かに先ほどおっしゃられました財政状況とか給付と負担のバランス等、この制度の持続性を確保していくことが最優先というふうに思いますけれども、精神障がいのある方でございますけれども、支援とか社会的立場、昔に比べますとかなり向上はしてきた

ものの、それでもまだまだ他の障がいのある方と比べますと支援には差があるというふうに思っております。このようなことから、今後、県の福祉医療費助成制度においても、少しでも要件を緩和、前進させていただけることを要望させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。児童虐待防止に向けた取組についてであります。

昨今、児童虐待の問題は、我が国の社会問題として大きく捉えられております。三重県においても県民意識調査等を見てもみると、その関心は非常に高く、早期対応が求められている重要な問題であると思っております。ここでフリップを見ていただきたいと思います。

(パネルを示す) これは全国と県内の児童虐待相談対応件数を表にして、グラフにして表させていただいたものであります。これを見ていただいてもわかると思えますけれども、県内の児童虐待の相談対応件数ですが、集計が済んでいるここ5年を見てもみると、平成24年度は1022件、25年度が1117件、26年度が1112件、27年度が1291件、28年度が1310件、29年度が1670件と年々増加傾向にあります。

特に、県内に五つある児童相談所の中でも北勢児童相談所の相談件数は全体の約半数を占めており、その伸び率も高く、平成24年度は402件だったものが平成29年度には968件と2倍以上になっている状況であります。また、北勢児童相談所管内では鈴鹿・亀山地域の相談件数の増加幅が大きく、平成29年度では約300件と管内5市5町全体の約3分の1に達する勢いであります。

このような現状を考えていただき、来年度平成31年4月には、北勢児童相談所から鈴鹿地区を担当する課を独立させていただき、新たに県の鈴鹿庁舎内に鈴鹿児童相談所を設置していただくと聞いております。そのことは少しでもこの地域の虐待に迅速な対応ができるものと非常に心強く思っております。

しかしながら、ここで少し気になる点がござります。それは人材の問題で

あります。本来、児童相談所における虐待対応は県の業務かも知りませんが、事態が深刻になる前に対応する、または虐待を未然に防止するということが第一に考えるのであれば、情報を早期にキャッチし、初動することが重要であり、そのためにはやはり市町との連携が必要であると考えます。

児童相談所における相談通告経路の中でも市町からが最も多いことや、市町では、例えば子どもに関する一時的な相談を受け持っている窓口も身近にあることを考えると、そういったところから虐待の芽を見出すこともできるかもしれません。来年度、鈴鹿児童相談所を設置していただくのであれば、ぜひ、県職員の方ももちろんのこと、虐待対応のノウハウを持った市の人材も育成するような取組をされてはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 鈴鹿・亀山地域の児童相談体制の強化に向けた取組についてお答え申し上げます。

議員からも御紹介のありましたとおり、平成29年度の虐待相談対応件数は1670件と、データをとり始めた平成2年度以降で最多件数となりました。地域別では、北勢地域が全体の半数以上を占め、鈴鹿・亀山地域においても依然高どまりの状況です。

このように増加する北勢地域での児童虐待相談に機動的に対応するため、県では、御紹介もありましたけれども、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、来年4月に県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を現在進めているところでございます。

一方、平成28年の児童福祉法の改正に伴い、国、地方公共団体の役割、責務が明確化され、市町村は、基礎的な自治体として、子どもや家庭に対し、より身近な場所における支援業務を適切に行うことが明記されました。さらに、昨年8月には、新しい社会的養育ビジョンが公表され、家庭での養育を優先した社会的養護の充実も求められており、ますます市町村との連携強化が必要とされています。

これに対し、県といたしましても、国への提言、提案活動を通じて、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援の強化や市町の在宅支援体制の強化に対する支援の充実を国に対し強く要望しているところでもあります。

市町との連携につきましては、これまでも市町の職員の専門性向上を目的とした研修会の開催や、児童相談体制強化確認表を用いて現状と課題を抽出し、必要に応じて協議の場を設け、助言を行うなど、市町の児童相談体制の強化や児童相談所との連携の強化に努めているところです。

また、市町が、要保護児童等に関して関係者間の情報交換や支援のための協議を目的に設置しております市町要保護児童対策地域協議会に対しまして、有識者などのアドバイザーを派遣しているほか、市町が取り組むケースワークへの助言を目的に、元児童相談所長等の経験者をスーパーバイザーとして派遣しているところです。

新たな児童相談所の組織体制につきましては、これから検討していくこととなりますけれども、管内となる鈴鹿市、亀山市とも意見交換をしっかりと行い、両市の人材育成にも寄与できるものとなればと考えております。

また、この地域には、今後、民間の児童養護施設や児童家庭支援センター、委託一時保護施設の設置が計画されていることから、児童相談所の新設に当たりましては、市町や地域の施設、里親、警察、NPOなど、関係機関との連携をより一層強化し、新しい社会的養育ビジョンを見据えた、モデルとなるような児童相談体制の構築を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

[27番 小林正人議員登壇]

○27番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

これまでも市町とも研修会とか協議の場とかいろいろ持っていて、やっつけておるといってございまして、今後もいろいろ引き続きやっつけていただくというような御答弁だったと思います。

今回なぜこういう質問をさせていただいたかと申しますと、最近、私の事務所に保護者の方がよく相談に来られるんですね。虐待のことに関してと、

子育てのことにに関してなんですけども、その中で虐待のことに関する御相談をお聞きしますと、例えば、朝、子どもを幼稚園に送って行って、それからそれっきり帰ってこない。話をよくよく聞いていきますと、児童相談所が一時保護をされたというようなことで、そういった中で、その方の話を聞いていきますと、例えば、顔に傷があつて、それは猫にひっかかれたものであるとか、あるいは足の裏にけがをしてるんですけども、これはつまずいていると。その保護された子どもが児童相談所の場で話をされるときに、お母さんに頭を3回殴られたというふうなことを言ったというんですけども、その母親の方は、幼稚園に送り出すときに帽子をかぶる際に、頑張つてこいよという意味で軽く激励をしたような対応はしたというふうな、いろんな話を聞くんですね。

そういった話を聞いて、その方の人間性とか話し方とか、いろんな態度を見ていると、非常に真面目な方で、とても虐待をしているような方には見えないんです。でも、児童相談所から見れば、これは虐待をしてるんだというふうに多分判断されるんでしょうね。なかなかこういう相談を私のところにされても、本当はどうなんだというところの区別は非常につきづらいというのが正直なところでございます。

そういったところから、やはり専門性を持った、そういったところを見分けることができる、より得意と言うとあれですけども、専門的な方がまだまだ必要だというふうに思っておりますので、今後とも引き続き市町あるいは関係機関、いろんなところと連携をとっていただいて、児童相談所に入っただけのそういう専門的知識、ノウハウを持った方をどんどん育てていただくことを要望させていただき、この質問を終わらせていただきます。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。キャリア教育の推進についてであります。

今さらですが、昨今、子どもたちを取り巻く社会環境の変化、産業、経済の構造変化、さらには雇用の多様化や流動化等は日々大きくなってきております。また、このような環境の変化は、子どもたちの心身の発達にも影響を

与え始めていると言われております。

例えば、身体的には早熟傾向にあります。精神的、社会的発達はそれに伴っておらず遅れがちであるなどです。具体的に言いますと、人間関係をうまく築くことができない、自分で意思決定ができない、自己肯定感が持てない、将来に希望を持つことができないといったことで、このような子どもたちが年々増加傾向にあるということでもあります。

とりわけ意思決定ができない、将来に希望が持てないということにおいては、高学歴社会における進路の未決定、いわゆる職業について考えることや選択ができない、仮にできたとしても自立的な進路決定ではなく、将来計画が希薄なまま、周りに流されてしまうということになりがちで、とりあえずという先送りになるケースが非常に多いということでもあります。

このような現状から、今、子どもたちにとって必要なことは、とどまることなく変化する社会の中で、希望を持って自律的に自分の将来を切り開いて生きていく力、変化に対応できる力と態度を育むことが重要であり、そのためには、キャリア教育というものをさらに推進していく必要があると思います。

ここで改めて、中央教育審議会におけるキャリア教育の定義を確認してみますと、一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育となっております。さきに話しましたが、現状、子どもたちの将来設計や変革し続ける社会の中で生き抜く力を育むためにはキャリア教育は必須であると考えます。

そこでお伺いいたしますが、平成30年度はキャリア教育の推進の事業、かなり予算的に減額されてますが、その理由。二つ目に、例えば地域等の人材を招聘した授業等を行っている学校の割合の中で、小・中学校における目標値設定、また、その伸び率が低いですけれども、将来に向けた夢や職業に興味を持たず、あるいは人格形成においてこの時期こそ大切だと考えますが、なぜ低いのか。最後に、今後のキャリア教育についての取組をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

[廣田恵子教育長登壇]

○教育長（廣田恵子） キャリア教育の推進について3点御質問をいただきました。

まず1点目、キャリア教育に係る平成30年度の当初予算についてでございます。企業OB等外部人材による就職支援に係る業務については、近年の求人状況が好転してきていることを受け、求人開拓など子どもたちの進路実現につなげる支援から、生徒と企業のミスマッチの防止や早期離職の課題を踏まえた職場定着に軸足を置くなど、業務を見直したことにより予算を減額しております。

2点目、小・中学校のキャリア教育の目標値についてでございます。高等学校では、生徒が希望する職業を見据えて、地域の職業人や大学生等を招いた授業を行っています。さらに、実社会への前段階であることを踏まえ、金融教育や消費者教育などにも地域の専門家等の人材を招いて、社会で必要となる知識や態度を育てています。

小・中学校では、子どもたちが地域の人から学ぶことが、自らの将来を考えることや地域への愛着を深めることにつながることから、身近な地域や産業を知る機会として、地域の人を招いた講話や体験活動だけではなく、小学校では調べ学習、中学校では職場体験など、子どもたちが地域に出て学ぶ機会を多く設けています。小・中学校のキャリア教育の目標値については、こうした現状を踏まえて設定をしております。

3点目、平成31年度以降のキャリア教育の進め方についてでございます。平成29年3月に告示された学習指導要領では、子どもたちが学校で学ぶことと社会との接続を意識すること、発達段階に応じて小・中・高等学校のつながりを意識した取組を進めることなど、キャリア教育の充実について新たに示されたところでございます。

このようなことも踏まえ、平成31年度以降の取組として、小・中学校では、地域の人材による授業や体験活動により、子どもたちの学びが深められるよう、地域の方々と目標やビジョンを共有するとともに、将来を見通した系統

的なキャリア教育を進めてまいります。

また、高等学校においては、子どもたちに社会的、職業的に自立できる力を育むとともに、主体的に社会に参画していく意欲や態度を身につけられるように、引き続きインターンシップや地域の専門家等による授業を行います。加えて、子どもたちが主体的、対話的に学ぶ視点を取り入れて、企業と連携した商品の企画、開発や、地域の活性化の方策を高校生自らが考え発信していく活動等も進めていきたいと考えております。

[27番 小林正人議員登壇]

○27番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。予算の減額については理解をいたしました。

キャリア教育ですけれども、みえ県民力ビジョン等を見させていただきますと、高校は100%、目標値を立てていただき、全てやっておられるということでもいいんですけれども、小・中学校なんですけど、確かに高校と小・中学校を比べると、将来に近い高校のほうが重要視されるのは当然だと思うんですけれども、人格形成とか、いろんなものに興味を持って、いろんなことに取り組もうというふうなことを考える時期というのは、小・中学校ぐらいかなというふうにも思っております。

例えば、そういった中で、今でもみえ県民力ビジョン等では、例えばその目標値設定が80%であったり85%であったりということなんですけども、今も廣田教育長がおっしゃられたように、地域や産業を知る機会とか、いろんなこともやっていたことは承知しておるんですけれども、その目標値を例えば100%にするとか、そういうことはできないんでしょうか。

○教育長（廣田恵子） 先ほどの御答弁で申し上げた内容と重なるところではあるんですけれども、小学校とか中学校の子たちは、外へ行って地域の人から学ぶ、産業を学ぶということも結構力を入れていまして、数字的に言うと、その部分の数字が、授業に外部の人を招いてというパーセントと、それと合わせて多分大きくなると思いますので、そこがうまく数値としてあらわせないかと思います。ただ、地域の方とふれあう機会でありますとか、産業

を学ぶ機会というのは、外へ出て行って、そういうところもしっかり力を入れておりますので、全体的にはこういう取組を進めていこうというふうに考えております。

[27番 小林正人議員登壇]

○27番（小林正人） ありがとうございます。外部へ出てということも合わせれば100%に限りなく近くなるというようなことで理解をさせていただきました。

キャリア教育の必要性や意義の理解は学校の中でも非常に高まってきていると考えておりますし、実際の成果も徐々に出てきているのではなかろうかなど、そのように思っております。家庭や地域、関係するいろいろな機関とさらに連携をしていただき、推進していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、四つ目の質問に入らせていただきたいと思います。部活動指導員の配置についてであります。

昨今、スポーツの振興においては、子どもから高齢者における全ての方々が、競技、健康づくり、趣味として取り組んでおられます。本県においても今夏7月26日から8月20日までの間、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが開催されますし、2021年には三重とこわか国体・とこわか大会が開催予定となっております。もちろん全ての競技において上位入選を期待するところですが、今回は競技力向上もさることながら、基礎体力をつけることや精神面での健全な発達、部活動の適切な運営ということも含めてお聞きをしたいと思います。

御承知のように、昨年4月に学校教育法施行規則の一部改正により、部活動指導員を学校現場に配置することが可能になりました。このことは、学校において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動にかかわる技術的な指導に従事する部活動指導員が現場に配置されることで、運動部活動の指導体制の充実や生徒の健全な発達、専門性を有する指導者を確保できた場合は、もちろん競技力の向上にもつながると思います。また、そのことによって、

教職員の過労ということが世間では言われておりますが、勤務状況の改善等にもつながると考えます。

以上のことから、部活動指導員を適切に配置することは非常に有効だと思いますが、現状はどうなっているのか、また、今後はどのように考えていかれるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 部活動に係る外部人材の活用について、現状と平成31年度の見通しについての御質問でございます。

県教育委員会では、運動部活動に係る外部人材について、専門的な技術指導ができる顧問がいない学校や、専門的な技術指導ができる顧問がいるものの公務等の都合により常時指導に当たれない学校に対して、運動部活動サポーターと運動部活動指導員を派遣、配置をしています。

運動部活動サポーターは、顧問をサポートして技術的な指導を行うもので、専門性を有する地域のスポーツ指導者を、公立中学校5校へ5名、県立学校43校へ45名派遣をしております。また、本年度、新たに設置をする運動部活動指導員は、教員経験者や教員免許取得者などが部の顧問となり、実技指導や校外での活動の際に生徒を引率することが主な職務となります。初年度である平成30年度は、県立学校5校へ5名を配置するとともに、公立中学校へは、国の補助事業を活用し、7市町から要望があった10名について、当該市町教育委員会から配置をする予定です。

平成31年度に向けて、外部人材を派遣、配置した学校に対してアンケート調査を実施し、成果や課題を把握してまいります。

なお、運動部活動指導員については、5月に実施した平成31年度、国への提言、提案の中で、予算の確保や高等学校への配置を補助対象とすることなどを要望いたしました。今後も引き続き、制度の拡充について要望していきたいと考えております。

〔27番 小林正人議員登壇〕

○27番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。今現在は運動部活動サポ

ーターという方を登用されておられるということですね。

平成31年度から指導員という方、30年度からですか。平成30年度から運動部活動指導員という方を確保していくということですが、これ、国の補助事業で、予算的には国、県、市と3分の1ずつというふうに聞いておるんですけれども、今の段階で、先ほど5人というふうにおっしゃられたと思うんですけれども、それよりも多く確保しようというお考えはないのか。予算上の問題なのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですけれど。

○教育長（廣田恵子） 現在、5名と申しましたのは、外部指導員のお話で5名と申し上げましたが、県立学校5名でございまして、今のところ県立学校への配置については補助はございませんので県単独で、交付税措置があるというふうにお聞きをしております。

それで、中学校には10名をとということで、国の予算が3分の1、県の予算が3分の1で、それから市町ということで、それで配置をしているところでございますので、限られた予算ではありますけれども、今年の成果とか課題を十分に把握した上で、次どのような配置をしていけばよいのかということとは十分に市町と連携をとりながら考えていきたいというふうに考えております。

〔27番 小林正人議員登壇〕

○27番（小林正人） ありがとうございます。

予算の絡むことなんで、なかなか一気にとすることは難しいかも知りませんが、引き続き市町とよく協議をしていただいて、少しでもたくさんの方の指導員を確保できるように取り組んでいただくことを期待させていただきたいと思います。

それと、少し観点はずれるんですけれども、最近の部活動運営には少々疑問がありますので、お聞きしたいと思います。県では、この3月に部活動ガイドラインを策定され、4月から運用されているように聞いております。内容を見てみますと、例えば参加大会の精選として、大会等への参加は日常活動の成果や課題を確認できるなど意義が十分にあるものですが、生徒、指導者の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切で

す。そのため学校においては生徒、保護者へ理由等を十分説明した上で、参加する大会や校外での練習試合や合同練習について精選することが必要ですとあります。

また、活動時間にも設定があつて、中学校では平日は2時間以内とする、週休日及び休日に活動する場合は4時間以内、高等学校では平日は3時間以内、週休日及び休日は4時間以内となっており、生徒、保護者の理解を十分に得た上で安全面に配慮する等と記述をされております。さらには、部活動時の生徒等の輸送に係る交通安全対策として、これは全国事例ですが、平成28年10月に保護者が運転をし、中学校軟式野球部員が乗車するマイクロバスとワゴン車が衝突するという事故が起きているということ、このことを踏まえていただき、生徒の移動に関しては公共交通機関の徹底をとることが促されております。そのほかにも、部活動の本当の意義や適正な運営に関する内容が多々盛り込まれております。

しかしながら、昨今、保護者の方々からいろいろな声を聞きます。中高含めてですが、その部活動の中で、例えば大会時の遠征等でございますけれども、我々の時代は自転車もしくは電車等での移動でしたが、最近は車で送り迎えが当たり前で、現地集合で遠隔地であれば仕方がないという考え方があります。保護者、生徒においても、その置かれている環境、経済的、時間的等は様々でありまして、こうなってくると、できる人とできない人が出てきます。

また、競技力を上げることばかりが主になり、使用する用具の指定ですね、こういったこと、いわゆるいいものを使用しないと結果が出ないとか、異常な長時間練習で勉強する時間が全くとれないとか、連絡においてもスマートフォンか携帯電話を使用等、挙げればきりがありません。さきにも一部紹介させていただいたように、せつかくいいガイドラインをつくっていただいたんですから、これをいかに市町に、あるいは各学校に今後浸透させていくのが大切であると思います。保護者の声、生徒の意見、現場の声、これらを反映させ、本当に実効性のあるものにするには、今後どのようなことをして

いかなければならないのか、されていかれるのか、お考えをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長（廣田恵子）** 部活動ガイドラインの適正な運営ということで御答弁をさせていただきます。

各学校では、校長のリーダーシップのもと、部活動ガイドラインを踏まえて、学校の部活動に係る運営方針を策定し、これに基づき各部において年間、月間等の活動計画を作成します。各学校の校長は、各部が計画どおりに活動していることを確認して、必要に応じて改善を図ります。

学校への浸透の部分でございますけれども、県教育委員会では、これまで市町教育委員会や校長会、それから顧問対象の研修会等におきまして、学校内での取組を中心に部活動ガイドラインについて周知をしまひました。引き続き、市町教育委員会や校長会等への周知を行ってまいりますけれども、それにあわせて保護者向けのリーフレットを1学期末をめどに作成、配付しまひて、休養日の活動時間の設定をはじめとしたガイドラインの概要について理解促進を図っていきたくて考えております。

各学校におけるガイドラインの運用状況については、市町教育委員会と連携をして、担当者会議等で確認していく予定にしております。

[27番 小林正人議員登壇]

○**27番（小林正人）** 御答弁ありがとうございます。ぜひとも、せつかくいガイドラインをつくっていただいたんですから、各市町、そこからまた学校のほうへしっかりと浸透していただけるように取り組んでいただきたいなというふうに思ひます。

本当に最近、保護者の声をいろいろお聞きしますと、先ほどもお話をさせていただきますました、誰もがこう、何というんでしょうか、同じレベルで、部活動での活動をするということが、同じレベルでといひますか、同じものを使ってやっていくというのが基本で、そこで競技力の差が出てくるのは、これは仕方ないことだと思うんですけども、例えばその部活動の先生が、テニスの場合ですと、例えばラケットがあつて、我々のときは軟式、硬式ぐらい

しかわからなかったんですけれども、今は聞くと前衛用とか後衛用とかというラケットがあるらしいんですね。それを前衛用の人は前衛用のラケットを買いなさい、後衛の人には後衛のラケットを買いなさいということを言われるらしいんですけれども、ラケットもピンからキリまでありますけども、1本買うと2万円ぐらいするんです。これを年間何回も何回も買い換えていきますと、とても経済的にももたないというところもあると思いますし、そういった指導の仕方はいかなものかなというふうに思っております。ラケットに限らず野球のグローブなんかも、我々の時代は学校で共有する置いてあるものがあつたんですけど、最近はそんなものもないんですね。ですから、そういったところも、ガイドラインにはしっかりと、そういう私が先ほどお話しさせていただいたことをしっかりと守ってくれというようなことも書いていただいているので、ぜひとも、重ね重ねお願いするようですけども、このガイドライン、実効性のあるようにきっちりと生かしていただきたいと思えます。

以上でこの質問は終わらせていただきます。

議長、済みません。時間の関係がありまして、ちょっと順番を逆にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（前田剛志） わかりました。どうぞ。

○27番（小林正人） 済みません。それでは、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿についてお聞きしたいと思います。

とりわけ、交通アクセスの問題についてであります。何年か前にも一度この質問をさせていただきましたが、交通事業者、鈴鹿市も絡む問題なので、それ以上はとって思っていました。余りにも地域の方々やスポーツ団体等から要望が多いことから、再度少し内容を変えて、フリップでも御紹介をさせていただきながら質問させていただきたいと思えます。

この三重交通Gスポーツの杜鈴鹿に行く手段としては、自動車、電車、路線バス等での移動が考えられますが、まず自動車で行った場合、非常に駐車場が狭く、小規模な大会が重なっただけで車を置くスペースが全くなくなり

ます。また、電車、バスの場合ですと、フリップですが、（パネルを示す）こちらのほう、この見るからにぼろぼろのと言ったら怒られるかもわかりませんが、伊勢鉄道伊勢線、石垣前副知事のところなんですけど、徳田駅というんですが、これが一番近い駅になりまして、ここでおりても、このスポーツ施設まで距離にして約5キロメートルありまして、歩くと約30分かかります。ちなみに、タクシーは一台もおりません。

近鉄白子駅からということもありますけれども、その場合1時間に約1本のコミュニティバスに乗り、スポーツの杜鈴鹿口、次のこのパネルを見ていただきたいと思います。

（パネルを示す）この広大な田んぼの中にある殺風景なバス停でございますけれども、ここで下車をしていただき、そこからスポーツ施設まで徒歩で約15分かかります。近鉄白子駅からタクシーということも考えられますが、その場合は時間にして約20分、3500円、片道でかかるようであります。

以上のように非常に交通アクセスが悪く、有効にこの三重交通Gスポーツの杜鈴鹿を活用するためには、これらを早急に改善することが必要であると考えます。駐車場のさらなる確保、路線バスの便数の増加、鈴鹿市、事業者も関連しますので、しっかりとタイアップして取り組んでいただききたいと思っておりますし、先ほどフリップで紹介させていただきましたこのバス停ですね。今の状況では雨ざらし、何と言いましょうか、太陽もありますし、本当に吹きさらしのバス停でありますので、これを改修もしくは施設内への移転ということも考えていただきたいと思っておりますので、御所見をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔村木輝行地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行） 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿におけます駐車場の課題、そして交通アクセスの課題ということで御答弁をさせていただきます。

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿につきましては、敷地内に約900台の駐車場がございますが、週末を中心に大規模大会の開催や複数の大会等が重なるこ

とによる駐車場不足が課題となっております。そのため、現在、駐車場不足への対策といたしましては、指定管理者が県と連携を図りながら、駐車場の混雑予想をホームページに掲載し、乗り合わせでの来場を呼びかけるとともに、多目的広場や敷地内通路の空きスペースを臨時的に駐車場とすることで対応しているところでございます。

交通アクセスの現状につきましては、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿への民間事業者のバス路線が平成17年に廃止をされましたところであり、その後、事業者に対し臨時路線バスの運行要望を行ってまいりました。こうした要望を行ったことによりまして、現在は、大規模大会等で選手、役員、応援等多くの利用者が見込まれる場合には、主催者の申し入れにより、白子駅から臨時路線バスが運行いただけるようになってきているというところでございます。

例えば平成29年度につきましては、高等学校体育連盟の大会等で、この対応で13日間バスを運行していただいたという実績もでございます。また、市のコミュニティバス、先ほど御紹介いただきましたけども、これにつきましては常時運行されていますが、最寄りのバス停まで1.4キロメートルあるといったところでございますので、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿までの乗り入れをお願いをしてきたところでございます。

今後につきましては、大規模大会等の開催時の対応につきましては、利用者の利便性を高め、車での来場を抑制できるよう、主催者に対し臨時路線バスの活用をより一層働きかけをしてまいりたい。あわせて、通常の対応でございますけども、先ほど議員からも御紹介いただきましたけども、いろんな方の利用、あるいはスポーツ団体の利用、そうした方で施設を利用したくてもアクセスを理由に利用できない潜在的な利用希望者が地域にたくさんいらっしゃることで、こうしたことも県といたしましてもしっかり受けとめ、バスによるアクセス改善に向けて、引き続き市に三重交通Gスポーツの杜鈴鹿までの乗り入れをお願いをしていきたいと考えております。

今後ともスポーツに関心のある方が気軽に三重交通Gスポーツの杜鈴鹿を利用していただけるよう、利便性の向上に向け、関係者とともに取り組んで

まいりたいと思っております。

以上でございます。

[27番 小林正人議員登壇]

○27番（小林正人） ありがとうございます。

引き続きの取組をよろしく願いいたしますが、（パネルを示す）先ほどフリップでも出ささせていただきましたこのバス停ですね。路線バスの便数とか駐車場のことは対応されているというお答えでしたけれども、このバス停ですね。これは県を代表するスポーツ施設にふさわしくないというか、余りにも、よく私もここを通るとあれなんですけども、高校生の方とか地域の方とかが傘を差してこの細い道の路肩に立って待ってるんですね。そういう姿を見ると非常にいたたまれない思いになりますし、何とかこの施設内への移転、あるいは改修ということをお願いしたいと思います。

そこで、知事に、ここは元地元でもありますんで、県を代表するこの三重交通Gスポーツの杜鈴鹿、これの、先ほど御質問させていただいたアクセスのことにおいてどのように今後考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

○知事（鈴木英敬） その近辺も、今、週2回程度ですか、うちの妻がシンクロナイズドスイミングを教えに行ってますので、私が迎えに行ったりとかそういうことも、送っていったりもすることもあって、そのアクセスがもっとよくなればいいのになという思いは個人的にも共有しているところであります。

小林県議会議員には、ずっとこの問題、その地域の皆さんの声を重く受けとめて、こういうふうに御質問いただいておりますので、少しでも改善できるように、今回インターハイはそれぞれ臨時バスとかシャトルバスとかいろいろやりますけれども、恒常的には国体に向かっても利便性の向上に向けて私自身もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

[27番 小林正人議員登壇]

○27番（小林正人） 知事、ありがとうございます。力強い御答弁をいただき

ましたので、期待をいたしたいと思います。

それでは、最後ですが、建設産業の担い手育成についてお聞きしたいと思います。

昨今、人口減少、少子高齢化等の問題を背景に、労働力不足の問題は年々深刻になってきております。中でも今回は建設産業の担い手の育成、確保ということに特化してお聞きしたいと思います。

まず、フリップを一つ見ていただきたいと思います。（パネルを示す）こちらです。この表は、平成7年から27年度までの県内の建設業従事者数とそれを年齢別にしたものであります。ごらんのように平成7年には約9万2000人だったのが27年には約6万1000人となりました。また、年齢構成もこのような状況になっております。

それから、もう一つのフリップをお願いをいたします。（パネルを示す）こちらは先般の議案質疑で田中議員のほうからもありました離職率でございますけれども、他の産業と比べても、いかに建設業の3年以内の離職率が高いかということが見ていただくとわかっていただけるかと思えます。

こういうことを見ていただいて、県土整備部においては、建設産業活性化プラン等でいろいろ対応策をとっていただいておりますが、これまでのそういった取組に対しての成果、それから今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 建設産業の担い手育成について、これまでの成果と今後の取組についてお答えを申し上げます。

議員御紹介のとおり、建設業界におきましては、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており、技術力を持ち地域に貢献できる建設業を将来にわたり存続させるためには、担い手の確保、育成が喫緊の課題となっております。

このため、昨年度は、建設業への入職、定着促進のため、求職者に対する集合研修、雇用型訓練の支援であったり、工業高校の生徒に対するインター

ンシップ等の支援を行いました。その成果といたしまして、求職者に対する雇用型訓練では、参加者24人のうち21人が正規雇用されました。

また、工業高校の生徒に対するインターンシップ等の取組については、参加者から、建設業への理解が深まり、進路を決める際の参考になったとの声もあり、一定の成果があったと考えております。工業高校の生徒に対するインターンシップ等につきましては、今後、建設業団体が主体となって取組を継続していくこととしています。

また、今年度は、新たに対象を普通科高校の生徒に広げ、建設業への理解を深めてもらえるよう、建設業団体と連携してインターンシップや現場見学会等を実施する予定としております。

今後引き続き、建設業団体が主体的に担い手の確保、育成に向けて取り組めるよう、県として支援してまいります。

[27番 小林正人議員登壇]

○27番（小林正人） ありがとうございます。

今後でもですね、建設業関連団体としっかりと意見交換をしていただいて、この担い手の育成、取り組んでいただきたいと思います。また、この新三重県建設産業活性化プランでありますけれども、平成31年度で終わりですか。平成32年度からまた新しいプランを策定していただくと思いますけれども、そこでも、この担い手の確保等しっかりと関係団体と協議をしていただいて、実効性のあるプランをつくっていただきたいと思います。

ちょっとはしりましたけれども、まだまだ御質問したいことがあったんですが、やはり何回やっても時間の配分というのはうまいこといかないですね。3期目、多分これが最後の一般質問になると思いますが、知事にもたくさん聞きたいことがあったんです。でも、この3年ちょっと知事の活動を見ますと、持てる力の180%ぐらいの力は出されておるんだろうなと、そのようなことで、今日はあえて知事に、一つはしましたけれども、質問をすることを控えました。今後も、残り任期僅かですけれども、しっかりと県政のために活躍していただきますことを、我々もできる限り応援させていただいて頑張

ってまいりますので、どうかよろしく願いをいたします。

これで質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（前野和美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

県政に対する質問を継続いたします。13番 濱井初男議員。

〔13番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○13番（濱井初男） 議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

今日は3点ほどございます。まず大きく林業の振興と森林づくりについてということで質問をさせていただきます。

皆さん御案内のとおり、日本の人工林の約半数以上は11齢級、つまり樹齢が51年から55年といった、いわゆる主伐期を迎えているものばかりでございます。

ところが、なかなか主伐に至らない。それを私が一々御説明することも必要ないかと思えます。材価が非常に厳しくなっておるということ、それから後継者がいない、高齢化が進んでいる、人材不足である、こういうことでございます。

そんな中で、いよいよ国のほうも本腰を入れてといいますか、このままで放っておけないというようなこともございまして、森林環境税の話になってまいりますけども、まずは譲与税の形で特別会計から繰り入れをしながら、来年度からこれを恒常的に使っていけるような仕組みづくりが動いておるわ

けでございます。

今年の5月に森林経営管理法が制定され、そして森林バンク、これは農地バンクと同じような扱いであります。そんな中で一番問題なのは、やはり人材育成と、いわゆる担い手の確保、これに尽きると思うんです。市町が中心的にその役割を果たしていくわけでございますが、放置されたような森林がたくさんございます。調査をしながら、皆さんの御意向を聞きながら、一旦委託先ということで市町がそこで受けとめる。そして担い手経営体のほうへそれを委託してもらおう。あるいは、もう役に立たないといえますか、余りお金にならないようなところについては、市町自らがそれを経営していくというような形のものでございます。ある程度人材を確保している市町もございますけども、都市部のほうは特にそういったことが少ないと言われております。そしてまた、実際、認定事業者等が非常に少ない状況下の中で、それを実行していかなければならない、こういうことでございます。

その中で、時宜を得たといえますか、知事が中心になって動いておられた林業大学校、みえ森林・林業アカデミーがいよいよ来年度から開講ということになります。そして、10月からプレ開講ということで、募集要項をつくりながら、学生を募集しながら、そしてカリキュラム、教授陣を整えながら進めていくわけでございます。

まずお聞かせいただきたいのですが、みえ森林・林業アカデミーの開講につきまして、今後の取組についてお伺いをさせていただきたい、このように思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） みえ森林・林業アカデミーの取組についてということで御答弁申し上げます。

みえ森林・林業アカデミーは、主に既就業者を対象といたしまして、新たな視点や多様な経営感覚を持つ経営人材の育成を目的といたしまして、林業研究所内に設置することとしておりまして、現在、先ほども御紹介ございましたが、10月のプレ開講、来年4月の本格開講に向けた準備を進めていると

ころでございます。

このアカデミーでは、受講者が担う役割に応じて三つの育成コースを設けます。具体的には、まず一つが、森林資源を活用したビジネスプランや経営戦略などを学ぶ経営者層向けのディレクター育成コース、そして二つ目が、木材流通やサプライチェーンマネジメントなどを学ぶ中間管理者層向けのマネジャー育成コース、そして三つ目が、現場状況に応じた森林作業道の開設技術でありますとか高度なチェーンソー技術などを学ぶ現場技術者向けのプレーヤー育成コースということで、この三つのコースを設けることとしております。また、今後、導入が予定されている新たな森林経営管理制度において重要な役割を担っていただきます市町の職員向けの講座でありますとか、林業に興味のある方を対象とした林業体験講座も設定する予定としております。

アカデミーの運営に当たりましては、総合的視点からアカデミーの方向性を示していただく学長、そして人材育成に対する総合アドバイザーとなつていただく特別顧問を置くこととしております。学長には高い専門知識を持ち、全国で活躍されていらっしゃいます太田猛彦東京大学名誉教授、そして特別顧問には、全国的にも先進的な林業経営を実践されていらっしゃいます速水亨三重県林業経営者協会会長に就任をお願いしております、ともに7月1日付で就任いただく予定としております。

また、講師につきましては、講義内容に応じまして、林業経営者やビジネスの最前線で活躍する経営者、大学教官や民間コンサルタントの中から、その都度招聘することとしております。

あわせて、オール三重での研修、実習体制を整備するというところで、アカデミーの運営を支援していただく産学官連携組織を設けることとしておりまして、この組織を9月設立に向けまして林業・木材産業関係団体、また大学等高等教育機関、市町等に対して説明や参加依頼等を行っているところでございます。

また、本年10月のプレ開講につきましては、10月8日に、キックオフイベ

ントといたしまして、県民の皆様を対象とした記念シンポジウムを津市で開催することとしています。加えて、林業関係者を対象とした公開講座を県内5カ所で順次開催いたしまして、木材流通のICT活用技術などアカデミーの講座内容の一部を紹介するほか、低コスト林業をテーマとしたワークショップを実施することとしております。これらによりまして、広く県民の皆さんや林業関係者にアカデミーの目指す人材育成方針や講座内容などの周知を図りまして、受講生の募集を進めていきたいというふうに考えています。

このほか、SNSの活用や県内各地の受講対象者との意見交換会の開催等を通じまして、みえ森林・林業アカデミーの魅力発信に精力的に取り組むとともに、来年4月の本格開講に向けまして、意欲ある多くの受講希望者が集まるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔13番 濱井初男議員登壇〕

○13番（濱井初男） ありがとうございます。

市町の皆さんにも、このみえ森林・林業アカデミーを使いながら事業を行っていく、そしてまた一般の方向けにもアカデミーを使っていくというような御説明でございました。そして、太田猛彦さんは、宮川にも造詣が深い方とされています。環境に本当に造詣がある。そして治山とか、そういった部分の専門家でもあります。私は、この方の見識に対しまして、本当に期待をしておるところでございます。また、速水亨さんは、御存じのとおり、経営に対するエキスパートということになります。これからの時代は経営者自らが木材、素材を売りに来る、そういったセールスも大事であると実践をしておられる方もあります。そういう方を特別顧問に迎え入れるということですので、大いに期待をさせていただきたいと思えます。

アカデミーの学生募集ですけれども、今後5カ所で公開講座等もやっていくということでもございました。本当に集まるのかなというのは、ちょっと心配なところもあるんですけども、しっかりと学生募集をさせていただきたい、このように思います。基本的には25名になりますけれども、場合によっては幾

分かオーバーしても受け入れ体制としてできるものならやっていただきたいなど、このように思います。昨年平成29年度の新規林業就農者がたしか38名ぐらいだと思うんです。これは高卒だけではないと思うんです。ですから、非常に厳しい産業部分であるということが言えますので、しっかり人材確保についてはやっていただきたいなと思います。

引き続き、質問させていただくんですけども、森林環境教育、それから木育でございます。

この森林環境教育、木育につきましては、森林・林業白書の中でもはっきり言われておまして、これはやはりどんどん進めていただく必要があります。既に結構な回数等を踏まえながら進めていただいております。白書の中身を見ますと、森林環境教育につきましては、森林内での様々な体験活動等を通じて森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める取組である。それから、もう一つ、木育でございますけれども、木育とは、子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材のよさや利用の意義を学んでもらうための教育活動である、こういうことでございます。森林環境教育は、森林をしっかり守っていく、そして林業の大切さを教えていく上でも本当に重要なことでありますけれども、教育委員会のほうでも、やはりこれはしっかりと小中学校を中心に、実際のアクティブラーニング的な活動をされております。現在、たくさん例もございます。そしてまた、森のようちえんとか、これは県も市町も一緒になってやっておるわけでございますので、そういった面からも非常に大切な部分でございます。森林環境教育と木育のほうにつきましては県の取組を少し御説明いただければと、このように思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、森林環境教育と木育につきまして御答弁を申し上げます。

森林は、木材等の林産物の供給のほか、県土の保全や水源の涵養、また生

物の多様性の保全など多様な機能を有しておりまして、県民の安全で安心な暮らしに欠かすことのできない大切な存在というふうに考えております。県では、こうした豊かな森林を健全な姿で次世代へ引き継いでいくためには、森林環境教育や木育を通じた人づくりが重要であるというふうに考えておりまして、三重の森林づくり基本計画の基本方針の中にも森林環境教育の振興を掲げまして、県民の皆さんの森林に対する理解の促進に努めておるところでございます。

まず、森林環境教育につきましては、これまでに指導者の育成や活動プログラムの作成などに取り組んできたところでございますが、平成26年度に導入いたしましたみえ森と緑の県民税を契機といたしまして、市町交付金を活用した取組が加速し、地域の森林をフィールドとした体験学習や保全活動への参加支援などを通じて、子どもたちが地域の森林環境や生物多様性などについて学べる場づくりなどが進んでいます。また、平成28年4月には、森林環境教育などをサポートする拠点といたしまして、みえ森づくりサポートセンターを林業研究所内に開設し、森林環境教育活動のコーディネーターや出前授業、指導者の育成などを行っているところでございます。

さらに、県民全体で森林を支える社会づくりを進めていくためには、これまでの森林環境教育に加えまして、木に親しむことで、木の持つ特徴や魅力などを理解し、木を使うことの意義を学ぶ活動としての木育の取組が重要というふうに考えております。これまでも木育インストラクターの養成でありますとか、様々な場で子どもたちが県産材を使用した木の遊具に触れることのできるミエトイ・キャラバンなどに取り組んできたところです。本年6月8日には、木育に取り組む市町や木工作家、民間企業等が連携し、情報交換する場として、みえの木育ネットワークを新たに設立いたしました。これらの活動を通じまして、身近な樹木の活用や三重の木を使った木製品を暮らしの中に取り入れていただくことで、木育の取組を加速させていきたいというふうに考えております。

引き続き、将来を担う子どもたちが、身近な自然や木とのふれあいを通じ

て森林への親しみや理解を深め、そのよさを伝えられる大人へと成長し、豊かな森林を次世代へ引き継いでいけるよう、市町や企業、関係団体等とも連携いたしまして、森林環境教育や木育の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔13番 濱井初男議員登壇〕

○13番（濱井初男） ありがとうございます。大台町の大杉谷自然学校、NPOですけれども、しっかりとそういった部分でもやっていただいておりますので、サポートセンターのほうでも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

新規就農者になり得る高校生に対しても、やはり出前講座等も引き続きやっていただきたいなど、こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、次の質問に移らせていただきます。

アクアイグニスのほうでございます。

滞在型複合施設アクアイグニス多気（仮称）でございますけれども、いよいよ2年後、2020年の3月を目途に動き出そうとしておるわけでございます。その中で、現在、森林のほうの開発許可とか、あるいは県土整備部のほうの排出許可を今、県のほうでも取り扱っておられるところでございます。

知事は、今年のちょうど今ごろ、6月だったと思うんですけども、多気町長と1対1対談をされました。そのときにはCIA、これはアメリカの有名な料理学校でございますけれども、そういったところから食関係の学校が来るというような話もありました。それはちょっと今とまっておるようで、むしろイタリアの食科学大学でのほうが今具体的に動いてきておるようでございます。御存じだと思いますけども。そしてもう一つは、非常に大きなところでスローフードインターナショナルでございますけども、そちらのほうとで動いておるんですけども、知事はこのアクアイグニスにつきまして、地方創生の実践といひますか、そういった部分からどのようにお考えになってお

られるのか、地方創生の実現に向けた取組としては、食関連産業の振興等もやっております。三重県の豊富な食材や食のポテンシャルを最大限に発揮するというようなこととか観光誘客とか、戦略的な企業誘致とか、あるいは雇用の安定化、そして地元中小企業、小規模企業の振興にもかかわってくる。こういったことが大きな地方創生にかかわることであると思います。知事の中南勢地域、ひいては三重県への地方創生に果たす役割と期待するものにつきまして、この際お伺いをしたいなど、このように思いますので、よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） アクアイグニス多気（仮称）の地方創生に果たす役割と期待についてということで答弁させていただきます。

アクアイグニス多気（仮称）につきましては、昨年6月の多気町長との1対1対談で現地も視察させていただくなど、食と健康というコンセプトを含む一連の計画についてお聞きしています。町長からは、多気町が地域活性化の中心となり、近隣市町と連携していきたいというコメントをお聞かせいただき、構想実現に向けた熱い思いを感じたところであります。

現在の計画では、薬草温浴施設、宿泊施設、レストラン、産直市場等による大規模な集客、交流施設として整備をしていくものと伺っており、実現すれば中南勢地域における雇用の創出や経済の活性化に寄与するものと認識しています。

さらに多気町は、世界一美食の町として知られるサン・セバスティアン市と、食に関する文化、教育、経済などの分野での交流と連携を目的とした美食を通じた友好の証を締結されました。県においても、みえ食の産業振興ビジョンに基づき、様々な取組を通じた三重の多様な食の魅力発信を進めているところであり、両者の取組には大いに期待をしています。

今後、施設の整備が進む中で、事業者から具体的に要請があれば、多気町とも連携しながら、地域経済の活性化に向けてどのような支援ができるのか、検討を進めてまいります。

[13番 濱井初男議員登壇]

○13番（濱井初男） ありがとうございます。

業者、企業のほうから要請があればということでございましたけども、私は地方創生というのは、もともと知事が言われていましたように、民間あるいは地域の方たちと行政が協働でやっていくという部分が非常に大切だと思うんです。したがって、要請があればもちろん、それに対して動いていただくことが必要ですし、多気町長も一生懸命やっておられますので、もうあと2年ということになりますと、東京オリンピック・パラリンピックに向けてでございますので、ぜひとも県が主導的に、確かに規則的に難しい部分もあるかもしれませんが、ここは地方創生の一番大事なところであるという考え方で、いろんな部分で協力的に動いていただくような体制づくり、これも考えていっていただきたいと思うわけでございます。

次の質問に移らせていただくんですけども、この発言通告一覧表の2番目のほうに書いてございます同計画の進捗状況と庁内の体制づくりについてということでございます。

冒頭申し上げましたように、現在、許可のほうでまだとまっている状況でございます。例えば、林地のほうでいきますと、四つほど条件がございます。安全面とか水の関係とか環境の問題とか、そういった部分でございますけども、それをクリアして初めて県でオーケーをして、審議会にかけていくという形だと思うんです。現在どのようになっているのか、それをお伺いさせていただきます。

それから、庁内の体制づくりでございますけれども、先ほど申し上げましたように、やっぱり真の地方創生を進めていくということならば、ぜひリーダーシップを発揮していただきながら、多気町とも連携して、そして周りの市町ともつなげていただけるような形といいますか、いざというときに動けるようなものをつくっておいていただきたいなと思いますし、庁内でほとんどの部局が関係してまいりますので、ぜひともそういった横のつながりがすぐに見えるような形のもの、これもお考えいただければなと、私は思うわけ

でございます。その点につきまして御答弁をいただきたい、このように思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、私のほうからは、林地開発許可の進捗状況につきまして御答弁を申し上げます。

林地開発許可に当たりましては、開発によって森林の有する機能が損なわれないことが基準となっております。開発地周辺の環境が急変しないように適切に森林を残したり、必要に応じて防災施設を設置したりするなどの対策が必要となります。

許可の基準でございますが、先ほど議員からも御紹介がありましたが、審査を行うに当たりましては、災害の防止、水害の防止、水の確保、そして環境の保全、この四つの要件に照らして許可の可否について判断を行います。

アクアイグニス多気（仮称）の林地開発許可申請につきましては、本年1月16日に事業者から県に提出されました。その後、この許可要件に基づきまして審査した結果、補正すべき点、修正すべき点があったことから、これまでに6回の補正の指示を行っているところでありまして、現在は再提出されました補正資料の内容を審査しているところでございます。

今後、許可要件を満たせば、関係市町への意見照会並びに森林審議会への諮問を行った上で許可を行うというふうになります。

引き続き、適正な開発が行われるよう対応してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、私のほうからは、庁内の体制について御答弁を申し上げます。

県では、企業の県内への投資を促進するため、立地場所の選定から工場等の建設、さらには操業後のフォローに至る各ステージにおいて、開発、建築、環境等の行政手続をワンストップサービスとして行っております。アクアイ

グニス多気（仮称）につきましても、ワンストップサービスで各種手続に関する橋渡しなどを行ってまいりました。この結果、環境影響評価書の縦覧が終了し、現在、開発許可などの審査が始まっており、工事着手に向けた手続が進んでいる状況でございます。こうした手続が完了すれば、事業者主体で整備が進められていくこととなります。

今後、詳細な施設整備計画が明らかになる中で、例えば、過去にも伊勢自動車道と直結するスマートインターチェンジの整備に向けた多気町主催の勉強会が設けられ、関係部とともに参画したように、必要に応じて多気町や庁内担当部局との情報共有の場を設けるなど、円滑に施設整備が進むよう協力してまいります。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 私のほうからは、開発許可に係る進捗状況についてお答えを申し上げます。

開発許可に当たりましては、都市計画法第33条の基準に照らして、擁壁や排水施設、その他安全上必要な措置が講じられているかの審査を行っています。開発許可申請書は、平成29年12月26日に多気町役場を経由して県に提出されました。提出された書類について確認を行ったところ、一部書類の不足や図面において補正すべき点がございましたので、補正指示書を平成30年3月30日に発行いたしました。その後、5月17日に補正資料が提出されたため、現在、補正内容を審査しているところです。補正内容の審査の後に、基準への適合が確認されれば許可を行う予定でございます。工事着手後は、開発工事が適切に行われるよう対応してまいります。

以上です。

〔13番 濱井初男議員登壇〕

○**13番（濱井初男）** 間もなく整ってくるという感じでございます。これの許可がいただければ、恐らく、開発がばっと進んでいくと思うんです。私、平成26年のときにも一般質問させていただきました。1対1対談でもちょっとお話がありましたけども、例えば関連道路なんかもなかなか財政的にも難し

いし、優先順位もありますし、それから非常に難しい部分もあるんだけど、松阪建設事務所とも連携しながら進めていきたいと思いますという話がたしかあったと思うんです。そのことで、今、多気町を中心に、やはり恐らく混雑してくると思います、全体的に国道42号も。そうしますと、多気町へおられた方たちも、そこらからいわゆるプラットフォーム的な各種の交通会社なりタクシー会社なり地元のバス会社なりというような形で人を運んでいくんだと思うんですけども、そのときにアクセスの道路関係がやっぱり希薄でありますので、そこら辺を話しされたかと思うんです。今の現状で結構ですので、どういうふうな形になっておるのか、県土整備部のほうからちょっとお話しください。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 多気駅周辺の県道整備の状況についてお答えさせていただきます。

現在、多気町地内におきましては、県道勢和兄国松阪線の鋸形地内から井内林地内までの約980メートル区間と井内林地内から佐伯中地内までの約980メートル区間の2カ所において道路整備を進めています。また、多気駅周辺の道路整備につきましては、県道松阪度会線の土羽地内から野中地内におきまして、平成28年度に整備ルートの検討を行っておりますが、多気町と調整をした結果、事業中の箇所を優先して進めるということになりました。

なお、アクアイグニス多気（仮称）を訪れるには、伊勢自動車道に新設される予定のスマートインターチェンジや国道42号を利用することになりますが、多気駅から国道42号へ至る際に主な経路となります県道につきましては2車線で整備済みとなっております。

今後、多気駅周辺を含む県道整備につきましては、事業中箇所の進捗状況などを考慮し、多気町と調整しながら検討をしております。

〔13番 濱井初男議員登壇〕

○**13番（濱井初男）** ありがとうございます。わかりました。

それでは、予定の時間が来ておりまして、私の三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

防災・減災対策の強化についてでございます。

まず、防災・減災による県民の安全・安心確保につきまして、改めまして、知事からお話をいただきたいと思っております。大変財政の厳しい中を防災、減災、県民の安全・安心が大事であるという観点から予算をつけていただいております。重点的につけていただいております。知事の思いを改めてお聞かせいただきたいなど、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 防災・減災対策に対する私の思いということで、改めてということでございますが、申し上げます。

私は、知事就任以来、東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震など、県内外の自然が突きつけてきた教訓を目の当たりにし、県民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を本県の最重要施策と位置づけ、精魂を傾け取り組んでまいりました。昨年は、10月に台風第21号による甚大な被害が発生しましたが、発災後速やかに災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を決定するなど、復旧に向けて全力で取り組みました。この台風被害を踏まえて、中小河川で浸水被害が生じた箇所等への危機管理型水位計の設置を進めるとともに、国へ排水機場の設計基準の改定の検討を提言するなど、被害を繰り返さないための対策を講じたところです。

また、さきの知事提案説明でも申し上げたとおり、3月には台風第21号による被災現場の復旧状況を確認するため、度会町内の県道と多気町内の農業用ため池を視察し、一日も早く復旧を進める必要があるとの思いを改めて強くしました。

4月に公表したみえ県民意識調査の結果によると、政策分野の重要度で防災・減災対策が19政策中3番目という上位にあることが改めてわかりました。県民の皆さんの思いにお応えすべく、これからの防災・減災対策については、新たな計画に基づき取り組んでまいります。

この3月に策定した三重県防災・減災対策行動計画に基づき、新たに明ら

かになった課題を踏まえ、七つの重点的取組を中心に地震・津波対策、風水害対策を加速させます。今年度はソフト面で、みえ防災・減災センターに気象台、市町の職員を受け入れ共助を活性化する取組や、またハード面では、引き続き砂防堰堤の整備や河川の堆積土砂の撤去などに取り組むこととしています。

また、同じく3月に策定した三重県広域受援計画では、計画に全国で初めて介護職員等の受け入れを盛り込むなど、南海トラフ地震など大規模災害時において効果的な被災者支援につなげることとしており、活動実験の実施による評価と改善を行いながら、県と市町が一体となった受援体制の構築を目指してまいります。

一方、6月7日に発表された土木学会の推計によると、南海トラフ地震が発生した場合、その後の20年間の全国の被害額は最大で1410兆円に上るとされ、経済的な被害を減らすには堤防、道路などのインフラ整備が不可欠とされており、防災・減災対策にこれまで以上に危機感を持って臨む必要があることを改めて実感しました。

そこで、南海トラフ地震などまさに国難レベルの大規模災害に対応するため、強力な調整力をもって一元的に災害対応を行う組織としての防災庁（仮称）の設置や、事前の備えから復旧、復興までを見据えた財政支援制度の創設などについて、先日、国に直接提案を行ったところです。私は、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長としての重責を担う立場でもあり、引き続き、我が国が直面する国家的な防災上の課題に毅然と立ち向かい、全国の防災・減災対策を牽引するとともに、その成果を県政に生かせるよう全力を尽くしてまいります。

いつも来る風水害、いつか来る地震、津波に備え、国、他府県、市町、関係機関と常に顔の見える関係を構築し、自助、共助、公助の力を結集させ、防災の日常化の実現を通じた災害に強い三重づくりにこれまでも増して積極的に取り組んでまいります。

〔13番 濱井初男議員登壇〕

○13番（濱井初男） 知事の力強い言葉をいただきました。大所高所から国家的にも見ていただきながら、防災庁（仮称）の創設等も大臣に対しても申されました。その中で、三重県もしっかりと安全・安心を確保していくというお言葉でございました。ありがとうございました。どうぞよろしく願い申し上げます。

三重県版タイムラインの活用につきまして、お伺いさせていただきたいと思います。あわせて、排水機場の防災・減災対策についてもお伺いしたいと思います。

6月に入りまして、これから出水期でございます。本当に今年も大変心配しておるわけでございますけれども、台風第21号、第22号では、2人の方が亡くなられ、5人の方がおけがをされて、そして2000を超える浸水があったと。大変な被害でございました。そんなことで、私の多気郡多気町のほうでは、公民館に土石流が発生し流れ込んできたというようなこともございました。タイムラインはやはり事前の対策ということで被害を小さくするわけでございますので、これにつきましてしっかりと津地方气象台、関係各機関と連携しながら進めていっていただきたいと思うんですけども、タイムラインは県のみならず、市町も導入することでより一層被害の最小化を図ることができると。もちろん、地域事務所のほうも防災のほうでもそういった取組をしっかりと連携しながらやっていくということが必要だと思いますので、市町への導入促進策について、お伺いさせていただきたいと思います。

モデル的なものもあるというふう聞いておりますので、そこら辺も含めてお答えいただければなど、こんなふうに思っております。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、三重県版タイムラインの今年度の展開について答弁させていただきます。

三重県版タイムラインは、事前に規模や進路、到達日時等が予測できる風水害であります台風を対象に、災害が発生する前から、いつ、誰が、何をするかを時系列でまとめた手順書でございます。台風の接近に合わせて各行動

項目をチェックすることで、対策の抜け、漏れ、落ちの防止につなげることができるといふ効果がございます。昨年度、関係機関の協力のもと試行を経て策定したところでありまして、今年度から本格運用を始めました。先週末に台風第5号が本県に接近しましたがけれども、このときに今年度初めて三重県版タイムラインを発動しまして、各行動項目に応じた対応を講じました。今年度はこのように今後も適切に運用しまして、出水期が終わるころには年間の運用結果の検証を行いまして、さらなる改善につなげたいと考えております。

また、市町への展開につきましてですけれども、やはり台風の被害を最小に抑えるためには、市町においてもタイムラインを策定いただいて、県、市町、関係機関が連携して事前対策に取り組むことが重要と考えております。このため、気象台、防災関係機関等で構成します県防災施策に関する研究会というのがあるんですけれども、そこにモデル市町等にも参加いただいて、各市町がタイムラインを策定する際の課題を検討していきます。そして、モデル市町以外の市町の意見も幅広く伺いながら、今年度中にタイムラインのひな形と策定上の留意点を記載した市町タイムライン基本モデルを作成する予定です。

今後、この基本モデルが完成した上は、市町の地域特性をしっかりと把握しながら三重県版タイムラインとの整合性も図りまして、市町タイムラインの策定、試行を支援してまいります。

以上でございます。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、私のほうからは、排水機場の防災・減災対策についてということで御答弁申し上げたいと思います。

昨年10月の台風第21号に伴う集中豪雨では、多くの農地で浸水被害が発生したほか、伊勢市内では、排水機場そのものが浸水してポンプの運転が停止いたしました。被災した3カ所の排水機場は、現在、伊勢市が事業主体となってポンプの補修や電気機器類を更新する復旧工事を懸命に進めておりまし

て、7月末には全て工事が完了し、復旧する見込みというふうになっております。

今後の対策ですが、激甚化し頻発している台風や集中豪雨への備えは急務であり、これまでの教訓を踏まえた対応を早急に検討、実施する必要があるというふうに考えております。このため県では、排水機場の管理者である市町や関係団体等とともに、情報収集や態勢づくり、また適切なポンプ運転、非常時の応急対応を強化することとしておりまして、具体的には、国、県等が提供する防災気象情報の活用促進と早期の連絡、警戒態勢の確保、また台風等の接近に備えたごみの除去や点検、試運転の徹底、さらには排水機場出入り口の浸水対策の強化や停電、突発事故等の緊急時の対応を学ぶ実務者研修の実施などに取り組んでおります。

このほか、県内の排水機場の多くが標準耐用年数を超過するなど老朽化しておりますので、市町が行う機能診断調査や補修等を支援するとともに、老朽化、劣化の状況に応じた更新整備を計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、本年5月の春の提言・提案活動におきましては、国に対して、近年の気象の傾向や地域の実情を踏まえた排水機場の整備が行えるよう、計画設計基準の改定を検討していただくように提言を行っているところでございます。

今後も引き続き、市町や関係団体等と十分に連携を図りながら、激甚化し頻発している風水害に備えたソフト、ハード両面からの対策の検討を実施することで、農村地域の防災・減災対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[13番 濱井初男議員登壇]

○13番（濱井初男） ありがとうございます。修理関係は7月にはということで、伊勢市が二つ、松阪市が一つとお伺いしましたけれども、安心いたしました。この件は、これで結構でございます。

次に、時間もございますので、土砂災害の発生源対策としての治山事業・砂防事業について。これは新政みえのビジョンのほうでも強く要望しておるところでございますけれども、ちょっとパネルをごらんいただきたいと思っております。

(パネルを示す) まず、これは東又谷といいまして、多気郡大台町の最上流部でございます。現在、工事は谷どめ工が進められておりまして、ここに85メートルぐらいの谷どめ工を今年度中に完成させるということで、東又谷の大きく崩れたこの部分からの土砂を防ぐということでございます。

少し下に、倒れた木をここでとめるような工事をしながら、そして平成33年度だったと思いますけども、そのぐらいまでに流路工をつくって下へ流していく。今までは、ドーッと水が全体的に流れてきておりまして、もう少し大きなものを見ていただきましょうか。

(パネルを示す) 今の部分がここです。ここへ流路工がずっと走ってきて、下には五つぐらい治山ダムもございます。それが満杯になってくるような状況でございました。平成16年災害から始まって平成23年の災害が一番ひどいものでしたが、ほとんど大きな台風が来ますと、ここが崩れてくるという状況でございます。県下でも随一の土砂災害の場所であると言われておるところでございます。

(パネルを示す) もう一つは、台風第21号、昨年10月22日でございましたが、これは知事もお出でいただきました。28日でございましたかね、早速ごらんいただきました。この上のほうがちょっと狭く見えていますが、結構広いんです。ここから土砂が崩れて、そしてこの辺に車田という水田があり、地域おこしの会が一生懸命されていて、私も西場議員も毎年のように収穫祭やら田植え祭にお邪魔させていただいているんですけども、これもこっぴみじんにやられて、そしてここにちらっと見えています。これが公民館でございます。12名ほどの方がここに避難されておったんですけども、第一波が来て、水が建物の中へ浸水してきてということで気がついて、慌てて出た後に第二波が来て、ほぼ全壊に近い状態でやられてしまったという状況でござい

ました。

この2件でございますけれども、今、工事等を本当に事務所の方も一生懸命になってやっていただいておりますけれども、今現在の進捗度合いをここでちょっとお話をいただきたいなど、こんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、私のほうからは、大台町東又谷の治山事業の進捗状況と今後の見込みということで御答弁を申し上げます。

まず、これまでの進捗でございますが、当溪流におきましては、平成28年度までに6基の治山ダムの新設、そのうちの2基についてかさ上げを行っておりまして、昨年度は、崩壊地までの資材搬入路を1キロメートル開設いたしまして、崩壊地直下に、県内で最大級の治山ダム1基を新設して山腹斜面の安定を図りました。また、みえ森と緑の県民税を活用して、溪流に異常に堆積した土砂や流木を除去いたしまして、下流への土砂等の流出の抑止を進めました。

この事業の実施に当たりましては、関係いたします大台町、また県の松阪農林事務所及び松阪建設事務所によります大台町治山水砂防連絡会議を平成28年度から開催いたしまして、桧原谷川等の堆積土砂状況と撤去に関する情報共有でありますとか東又谷の堆積土砂の固定及び安定を図るための治山事業の継続などを確認したところでございます。

今後の取組といたしましては、本年度からは、崩壊地直下の治山ダム下流部に、水の流れを固定するための流路を整備することとしておりまして、また来年度からは、流路の整備とともに、その周辺に地域で育てました広葉樹の苗木を植栽いたしまして、多様な森林の造成を進め、3年後の2021年度の全体計画の完成を目指しているところでございます。今後も大台町や関係機関としっかり連携し、地域の皆様の安全・安心な暮らしを守るため、治山事業による防災・減災対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[渡辺克己県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（渡辺克己）** 私のほうからは、多気町長谷地区の土砂災害に係る災害復旧事業の状況についてお答えをいたします。

昨年台風第21号の豪雨によりまして、平成29年10月22日に多気町長谷谷地内において山腹崩壊に伴う土石流が発生いたしました。このため、応急対策として、溪流内に残った不安定土砂が大雨により再び地区内に流出、堆積しないよう、速やかに大型土のうによる土どめと排水路の設置を行いました。次に、本格的な復旧工事にかかるため、調査、設計、用地交渉を進め、平成30年6月11日に砂防堰堤工事の契約を締結したところです。

地域住民の皆様の安全で安心な暮らしを確保するため、砂防堰堤の整備を平成31年度末までに完成すべく、全力で取り組んでまいります。

以上です。

[13番 濱井初男議員登壇]

○**13番（濱井初男）** ありがとうございます。両方順調に工事を進められておるといふふうに承りました。長谷のほうは、次、6月11日に契約されて、あと1年かかるということで、完成していただろうということでございます。もう既に土砂堆積は除去されていますので、とにかく奥のほうの砂防ダムをつくっておるといふことでございます。長谷川があると思うんですけども、たしか、それに沿った流路工をつくっていくような計画だったと思います。ぜひ、よろしく願い申し上げたいと思います。

（パネルを示す）もう一度見ていただきますと、東又谷でございますけれども、東又谷からその下に六つほど堰堤がある、治山ダムがあるということでございますけれども、その部分は森と緑の県民税を活用しながら堆積土砂を取っていただいております。もう今はほとんど取っていただいておりますけれども、その下の部分、桧原谷というのがございます。そして宮川へ流れ込んでおります。その桧原谷と宮川の部分は県土整備部の所掌でございますよね。そっこのほうはまた別個の予算で堆積土砂を毎年のように取っていただいておりますということで、年によっては7万立米というような状況で取って

ただいたということもあったと思うんですけども、まだまだこれから幾らか発生してくる可能性もありますので、それはしっかりと両方の部のほうでも話し合いをしながらといいますか、しっかりと土砂堆積は取っていただきたいのと、こんなふうに思っておるところでございます。

住民の皆さんは、これから植栽なんかもしながら、固定をしながら、そして流路工もつくりながら、安全にこうなるような形で進めていただけるということでございますので、それに賛同しておられると思うんですけども、気持ち的には、こちらが東又谷の本流でございます。こちら辺、砂防ダムと言われる、気持ちの問題だと思うんですけども、そのぐらいの気持ちを持っていらっしゃるということです。砂防川ではありませんから、すぐさま砂防ダムをつくるということは不可能だと思いますけども、そういう気持ちを持っていらっしゃるということも、ぜひ受けとめていただきたい、こんなふうに思っているところでございます。

最後に、消防団の団員減少対策についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

消防団は、速報値4月でございますけれども、1万3514人と前年に比べて178人の減というふうに聞いております。非常に厳しい状況になってきておりまして、去年ぐらいからみえ消防団応援の店制度とか、学生の就活のための認証制度とか、こういうのが進められておったと思うんですけども、今現在、どういうふうな感じで動いてきておるのか、その辺も含めて、ちょっとお伺いをさせていただきたいのと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、消防団員の確保に向けた県の取組について御答弁申し上げます。

消防団員確保のためには、消防団の知名度向上、イメージアップが必要でございまして、毎年退団者が多い4月の前、具体的には2月を入団促進キャンペーン期間と定めまして、ポスター掲示とか雑誌広告の掲載等、様々な

広報活動を実施しております。また、県消防協会や市町と連携をしまして、多様な分野からの人材確保を見据えた三つの取組を行っています。

一つは、女性団員の入団促進です。消火訓練や普通救命講習等、活動に女性団員が参画している状況をしっかり発信しまして、女性団員の活躍をPRしています。二つ目が、学生を中心とした若年層の入団促進です。大学等への入団促進の協力依頼や団員としての活動が就職活動の評価につながることを目的とした学生消防団活動認証制度の普及促進をしています。それから、三つ目が、機能別団員制度の導入です。これは、大規模災害に限定した団員とか、昼間の災害に限定した団員とか、音楽隊等の広報活動を行う団員など、特定の活動を行う機能別団員制度の導入を進めているというものです。

また、こうした取組に加えて、先ほど議員からも紹介のありましたみえ消防団応援の店制度をスタートさせておりまして、本年6月1日現在の登録数は1361店舗で全国8位となっております。

今後も、消防団の重要性を踏まえまして、市町等と連携し、引き続き多様な分野からの人材確保に頑張って取り組んでまいります。

以上でございます。

[13番 濱井初男議員登壇]

○13番（濱井初男） 時間になりました。ありがとうございました。効果的に動いていただいているということでございます。本当にありがとうございます。どうぞ、今後ともよろしく願い申し上げ、これで私の質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 38番 三谷哲央議員。

[38番 三谷哲央議員登壇・拍手]

○38番（三谷哲央） 新政みえ、桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。私が最後の質問でございまして、大分お疲れの方もおられますし、お休みの方もおられますが、あともうしばらくおつき合いをいただきたいと思っております。皆さんがおっしゃいますので、私も一言言わせていただきたいなと思うんで

すが、これが恐らく6期目最後の一般質問になるのではなかないと、こう思っております。

ただ、私の場合はこの後、代表質問等も予定をしておりますので、知事は望まれないとは思いますが、引き続き、議論、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、まず地方創生、総合的な地方創生の議論から入らせていただきたいと思っております。

本年度は平成26年、2014年11月に制定されましたまち・ひと・しごと創生法から5年、それを踏まえて、本県の人口減少への対応として策定されました三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略から来年度が5年目を迎える。ある意味、節目の年になってきたかなと、そう思っております。

そこで、この政府の政策でございます地方創生、この政策スキームについてお伺いをしたいと思います。

この地方創生政策については、識者の方によっていろいろと評価が分かれるところでございまして、例えば地方創生では、地方分権にふさわしい地方への一般財源総額を確保するという考え方はありません。わずかな金額の地方創生関連の交付金が付与されるだけであります。しかも交付金という名称ではありますが、実態は国が事業企画内容を検討して採否を決定する、いわばひもつき補助金にすぎない、このようにも言われております。さらに言えば、当初、交付金は10分の10いただけると私どもも期待しておったんですが、翌年から2分の1に減ったというような厳しい現実も一方にございます。

そもそも地方創生、地方創生と声高に言われる前から、それぞれの自治体、やる気のある各自治体は様々な地域活性化策を実施してきたところなんです。現に我が三重県におきましても、この間から議論が出てますK P I はみえ県民力ビジョン・第二次行動計画から抜き出した指標と同じで、それぞれの計画と整合性をとっていると言えそうかもしれませんが、それならば、改めて三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくる意味が余り感じられないというのは私ひとりではないと、そう思っております。

それはそうとしまして、少し辛口で言いますと、本来、国に地域活性化策の真の意味でのノウハウがあるわけではないと思います。ありていに申し上げますと、成功する自治体は、別に国の地方創生があろうとなかろうと成功してははずなんです。そもそも国に言われて取り組むような自治体が成功するわけがない、そのように指摘をされる方もおられます。国は地方創生で何を目指しているのか、国は地方創生で自治体間の競争をさせて、求めているのは地方における成功事例ではないかと、このような指摘もあります。失敗したり衰退したりした地域、自治体が出てきても、一方で成功事例がある以上、それは地域、自治体の責任だということになります。いわば、一種の自己責任論なんです。成功事例がある以上、国は一定の役割を果たしている、衰退、停滞しているのは地域、自治体の努力不足、責任だということになってきます。

このような様々な議論、指摘のある地方創生ですが、改めて現時点での知事の地方創生に対する評価、これをお伺いしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬）地方創生について、現状も含め、知事としての評価ということであります。

平成26年11月に制定されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、本件の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自律的かつ持続的な活性化を図るため、平成27年10月に三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。この間、自然減対策と社会減対策を両輪として、三重県地方創生会議や県議会等の御意見も伺いながら3度の改訂を行い、取組を進めてきたところであります。

しかしながら、昨日の地方創生会議でお示しした平成30年版検証レポート（案）の直近データによると、自然減対策の数値目標の一つである合計特殊出生率は3年ぶりに1.5台を割り込み、社会減対策についても転出超過数が4000人を超え、数値目標と大きな差が生じるなど、目指している成果がまだまだあらわれていない状況となっています。

全国的な人口移動の状況を見ても、東京圏は平成27年以降、毎年約12万人の転入超過となっており、国を挙げて地方創生に取り組んでいる中であって、東京一極集中の傾向が続いています。

本県では、地方創生を着実に推進するため、これまで国に対し、政府関係機関の地方移転の実現や地方創生推進交付金の所要額確保、その柔軟な制度運用等を継続的に要望しています。確かに交付金のスキームは議員御指摘のとおり10分の10であったものが2分の1になることによって、取組に一定のためらいがあったり、そういうようなことは我々としてもありましたし、交付金の要望額を査定される内示などにおいても、時折、先進性というものも過度に強調されて採択に至らないというようなことで、ケースも多々あったというようなことは否めないと思います。

全国知事会におきましても、昨年7月、地方へ人が流れる、地方で人が輝くことを目指し、地方を支える人づくりのための緊急決議を行うなど、国に対し、地方と連携して抜本的な対策を行うよう求めたところであります。

国においては、昨年12月に総合戦略における基本目標やKPIの総点検を行う中で、基本目標の一つである地方への新しい人の流れをつくるについて、「各種の施策を講じているものの、現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない」との検証結果を公表しました。

こうした状況の中、交付金については、平成30年度も1000億円が確保され、制度運用の改善が一定行われました。また、国が地方創生の観点から、東京23区内における定員増を原則10年間認めないなど、地方に視点を置いた大学の振興方策に取り組み始めました。さらに、先日公表されたまち・ひと・しごと創生基本方針2018（案）において、6年間を見通した若者を中心としたU I Jターン対策の抜本的強化等が打ち出されたところであります。こうしたことは、地方の実情を踏まえた対応として一定の評価ができるものと考えています。

人口減少対策は一朝一夕に解決できないテーマであり、息の長い取組が必要になることから、あらゆる施策を総動員し、中長期の視点で着実に取組を

進めていく必要があります。全国知事会でも表明しているとおおり、地方創生を日本創生につなげていくとの強い決意と覚悟をもって、この長期的な課題に引き続き取り組んでまいります。

先ほど議員からは、国に言われてやるようではあかんやないかというお話もありましたけれども、人口減少というものにさらに危機感を、それはきっかけを与えるということでは一定の意味があったのかなと思います。その取組は今申し上げたように、よかったものもあれば、我々から見れば、どうかと思うものもあって、というような状況だと思いますが、いずれにしても、一朝一夕に解決できないと思いますので、中長期的な視点で進めていくことが必要だと思います。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） いろいろ率直な御感想をいただきました。ありがとうございました。

今、少し話に出ましたK P I 重要業績指標についてお伺いをしたいと思います。

今、知事も、なかなか成果が得られないというようなお話もございました。本県が提示したK P I 重要業績指標は自然減対策で24指標、社会減対策で27指標です。これらの指標を達成すれば本県の人口減少に歯どめがかかるかどうか、これはまた後で少し議論もさせていただきたいと思いますが、みえ県民力ビジョンを県民に御提示をして、これからの三重県の方向、これから目標を達成する、こういうことで頑張りますよということを知事おっしゃってます。これはいわば、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画もそうなんです。これは県民に対する約束事なんです。県民の皆さん方に対して、三重県はこちらの方向で進んでいくということなんです。

一方、K P I 重要業績指標は、三重県はこの指標を達成するために努力しますよ。そして、この指標を達成すれば、ひょっとすれば三重県の人口減少に歯どめがかかるはずだと、つまりこれは国に対して約束したものであります。さらに、ばらまきにはならないようにということで、計画・申請の段階

からK P I の設定が求められて、しかもP D C A、P l a n・D o・C h e c k・A c t i o nのP D C Aサイクルで検証しますよと、国はこうおっしゃっております。このことは一見望ましい形のように見えますが、少し考えてみますと、先ほど知事も人口減というのは一朝一夕ではできないと、そのようにおっしゃいました。つまり、短期で効果が上がるような人口減少対策という、こんなものはあり得ないですね。つまり、5年間のK P I 指標で効果が検証できるような短期の事業では、社会構造の変化を伴うような人口減少に対する有効な事業にはなり得ない。とはいえ、一朝一夕ではできない、長期の構造変化を伴うような長期の事業は、5年という短期のK P I では効果が検証できませんから、逆に国からいえば、それは無駄遣いだと批判される可能性もあるわけです。

しかし、K P I を達成できなければ、できないのは三重県の責任、自治体の責任。達成したとして、人口減少に歯どめがかからなければ、そんなK P I を提示した三重県が悪い、こういうふうにならないかとちょっと心配をしております。

国に言わせれば、K P I の指標は別に国が押しつけたものではありませんと。三重県が自主的に、三重県の責任で出してこられたものだというふうに国のほうは当然言うわけです。しかも、先ほど申し上げましたように、ばらまきになってはいけないのでP D C Aサイクルで、あと事後的にちゃんと検証しますと、こうおっしゃっています。これはなかなか、このK P I というのは扱いにくいものだと思うんですが、改めてこのK P I に対する御認識、お伺いしたいと思います。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略におけますK P I 重要業績評価指標についてお答えをいたします。

平成26年に、まち・ひと・しごと創生法が成立いたしまして、地方公共団体においても地方版の総合戦略を策定することとされました。その策定に当たりまして、国からは施策ごとに、本件の場合は基本的な取組方向ごとにと

ということになりますけれども、K P Iを設定することが示されまして、原則として、アウトプットではなく成果をあらわすアウトカムに関する数値目標を設定することとされました。

これを受けまして、平成27年度当時でございますが、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たりまして、K P Iは原則アウトカムとするとともに、自然減対策、社会減対策、合わせて21の基本的な取組方向、これの達成度を把握するものとして設定いたしました。

自然減対策、社会減対策、このうち自然減対策につきましては、前年度の平成26年度に子どもスマイルプランが策定されておりましたので、こちらをもとにいたしまして、子ども・思春期、若者／結婚、妊娠・出産、子育てという四つのライフステージに12項目の基本的な取組方向を設定しています。

また、社会減対策につきましては、大きく学ぶ、働く、暮らすという三つのライフシーンを設けまして、その中に9項目の基本的な取組方向を設定しています。その上でそれぞれの指標として、つまり基本的な取組方向ごとに指標としてふさわしいものを原則として複数選んでK P Iとしているものでございます。

また、P D C Aサイクルを用いた効果的な進行管理を行うために、議員からも御紹介ありましたが、その多くは、同じ時期に策定を進めておりましたみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の指標から選定したということになっております。

以上でございます。

[38番 三谷哲央議員登壇]

〇38番（三谷哲央） 私がお伺いしてるのは、このK P Iそのものが、本来人口減少対策として有効な指標になり得るのかどうかということをお伺いしているんであって、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の指標をそのまま使ったというのは先ほど申し上げたとおりで、今のところその効果が現実には上がっていないということだろうと思ってます。これは先ほど知事の御答弁の中にも、なかなか思うようにはなっていないというお話がございましたの

で、そうなのかなと思います。私もこれを実行していく、進めていくことによって、本件の人口減少に少しでも歯どめがかかれれば、これはいいなと思うんですが、なかなかそうもならないという厳しい現実があります。

平成27年に策定されました三重県人口ビジョンでは、2060年における本県の人口がこのまま推移した場合は約120万人、自然減対策と社会減対策をきちんと講じて、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合は142万人ぐらいで何とか確保できるのではないかと、そのように書かれております。

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されて来年度で5年目を迎えます。一昨日の我が会派の下野議員の質問に、K P I 26指標のうち、27ありますが、一つがまだ結果が出ていないということで26指標。26指標のうち16はクリアしましたと、5指標はまずまずの状態ですということで、つまり26のうち21指標は0.85以上おおむね達成していると、そのような御答弁があったというふうに記憶をしております。いわばK P Iの達成状況が見えてきたわけです。果たして何らかの効果が見えてきたのかどうか、このことについて、現在の本件の人口動向も含めてその効果と現状、これを改めて伺いをしたいと思います。

そこにあわせて、いま一度、本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略のK P I一覧を眺めてみますと、このK P Iが人口減少対策としてどう関連してくるのか、どう有効なのか、少し疑問に思わざるものがあります。それぞれ設定してますからそれなりの理屈があるんだろうと思いますが、どう考えても、なかなか直接関係がないのではないかなと、こう思われるものがあります。

例えば、小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合、目標値が100%です。この目標値100%を達成することと人口減対策と、どう関連してくるのか、なかなか私の頭では理解しがたいところなんです。また、例えば全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数、目標値は全教科8なんです。これはまた全然別のことで、せんだって議論がありました。これもよくわかりません。全国のトップを走ってるという福井県や秋田県、ここが

人口増加に転じているというならそれなりの説得力もあるとは思いますが、これがどう結びつくのか、これがまたよくわからない。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果、これもよくわかりません。44.5が51.0に変わり、子どもの体力がいたら人口減対策に有効なのかどうか、これも是非教えていただきたいと思います。

それから、もっと一番よくわからないのが、県内の外国人延べ宿泊者数17万8520人が45万人になれば、どうして人口減対策に歯どめがかかるのか。宿泊者が増えれば、とりわけ日本人ではなくて外国人宿泊者が増えたら、なぜ人口減対策になるのか、このこともあわせて教えていただきたいと思います。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） K P Iの有効性と絡めまして、大きく2点御質問をいただいたのかというふうにお伺いをいたしました。

その前に、先般の下野議員の答弁に対しまして私が答えさせていただきました26項目中16項目はクリアできていて評価できるというお話は、社会減対策についてのものでございました。私が申し上げましたのは、K P I指標の達成状況についておおむね達成できている、県としての社会減対策としては一定評価できるということございまして、社会減対策全体の進展度ということにつきましては、昨日、三谷議員も御傍聴いただきましたけれども、昨日の会議にお示しをした検証レポート（案）にありますように、全体としての進展度は、基本目標の数値目標でございます県外への転出超過数が3年連続して大きな数字になっていて最終的な目標と乖離があるということで、C、余り進まなかったという全体としての評価をさせていただいておりますので、補足をさせていただきます。

その上で、K P Iが一定進んでいることで、三重県の人口減少がどうなのかということについて、先般、3月に2015年の国勢調査をもとにした日本の地域別将来推計人口が公表されております。こちらに基づきまして少し御説明をさせていただきたいと思いますが、5年前にも同様の推計人口が国立社会保障・人口問題研究所から公表されております。今回と前回の推計結果を

比較いたしますと、本県の人口は5年前より、より早いペースで減少する結果となっております。2040年の人口を比較いたしますと、今回は150万3635人で、前回推計の150万7656人と比べて4021人、割合としては0.3%の減少ということになっております。

これをさらに地域別ということで見ますと、地方創生に先立ちます人口ビジョンは北中部地域と南部地域という二つで推計しておりますので、その区分によりますと、北中部地域は前回推計とほぼ同じ水準、1015人の減少、0.1%の減少ですけれども、南部地域では前回推計と比べてもう少し多い3006人、1.4%の減少ということでございまして、南部地域の人口規模も考慮に入れますと、今後さらに人口減少が加速していくという推計結果となっております。

今回推計の2040年の本県の人口と、地方創生総合戦略に先立ちまして将来展望を描きました三重県人口ビジョンのシミュレーションの結果を比較しますと、今回の推計は約8万5000人少なくなっております。三重県人口ビジョンで示した目指すべき将来展望というものは、合計特殊出生率や転出超過数が改善されていくことを前提としたものでございましたので、最近の人口移動報告等の状況を踏まえますと、実現は今現時点では厳しい状況にあると言わざるを得ないと思っております。

それから、個別のK P Iについて御質問をいただきました。四つの指標について御質問いただきましたけれども、例えばということで御説明をさせていただきたいと思っております。

教育に関します学力に関する指標、それから体力に関する指標は、いずれも社会減対策の中のライフシーン、学ぶの中の子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保という基本的取組方向のK P Iとして設定されているものでございます。この基本的な取組方向は、その目指す姿を全ての子どもたちがそれぞれの個性を伸ばし、確かな学力を身につけるとともに、健やかに育ち、自立する力、共生する力を備えていますと、こういう目指す姿、目標を達成するための基本的な取組方向であると。その指標として同時

並行で進められていたみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の指標の中からこれら二つの指標、もう一つの取組にはK P Iはあるんですけども、それを選んでいくということでございまして、先ほどお答えしたことの繰り返しになりますけれども、この総合戦略は自然減、社会減のそれぞれについて基本的な取組方向という柱を立てて、その基本的な取組方向ごとにその取組方向の進捗度をはかるにふさわしい指標を複数選んでいると、そういう考え方で設定されておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） 御答弁はいただきましたが、今の御答弁で、私の質問の答えとして理解ができるとはとても思えないんですね。教育の面で目指すべき姿、これを達成すれば、なぜ人口減につながるのか、そのことをお伺いしてるんであって、じゃ、1点、西城部長お伺いしますが、外国人宿泊者数が増えたら、なぜ人口減少に歯どめがかかるんですか。

○戦略企画部長（西城昭二） 外国人宿泊者数は社会減対策の中の地域資源の活用による交流人口の拡大という基本的な取組方向の中に設定されたK P Iでございます。外国人延べ宿泊者数がたくさんいらっしゃるということは、今の観光業の中で一番、ある意味重要なといいましょうか、大きなウエートと占めるインバウンドの方にたくさんお越しいただくということでございますので、たくさんお越しいただくことによって産業としての観光業が盛んになる、そういうことを通じて、ここに書いてあります地域資源を活用した交流人口の拡大が図られる。産業が盛んになれば、当然そこで雇用も生まれるわけでございますし、若者も来ることになる、そういうつながりでもって人口減少とかかわっていくということになるんですけども、加えて申し上げますと、指標と指標、こちらで言うとK P Iの一つであります外国人の宿泊客数という指標と、それから転出超過数が大きく改善されるという指標の指標相互間のつながりという直接的なつながりというのは、これはなかなかおっしゃられても難しいところがあると思います。計画の中で取り組んでい

く取組がどう関連づけて位置づけられるのかというところで、そのつながりというのは問われるものだというふうに私もは考えております。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） 別にいじめてるわけじゃありませんので、意地の悪い質問ばかりしようと思ってるわけじゃないです。こういう質問を考えてるときに、誰でもそうだと思うんですが、こういう質問をすると、こういう答弁が返ってくるだろうなと頭の中である程度シミュレーションして、こういう答弁が返ってきたらこう言おうと、いろいろ考えるんですね。僕はこの外国人の宿泊者数が増えたら、なぜ人口減に歯どめがかかるかの答弁というのは、私が予想してたのは、2016年の観光庁の観光振興に関する今後の取組というところに、定住人口一人当たりの年間消費額が125万円だと。旅行者で外国人旅行者数8人分に当たるというふうな記述があるんです。ですから、恐らくこういう答弁が返ってきて、外国人旅行者数が増えたら、その分定住人口の消費額が増えるんで人口減に一定の歯どめがかかるんだというような、そういう御説明があるのかと思ったら、全然違うんでちょっとがっかりしてるんですけども、それはそれでいいです。

先ほどお話がありましたように、昨日、第6回三重県地方創生会議がございまして、私も傍聴させていただきました。歓迎されてないというのは一定雰囲気はわかっていたんですが、地方創生の議論するのに、のぞいてもおらんとか言われて叱られてもあかんので、のぞいてきました。やはり、各界の代表の方が全部おられて、それぞれ現場の地についたような御意見を言われますので、それは確かに傾聴に値する非常に興味深いものがたくさんありまして、2時間眠くもならずずっと最後まで聞かせていただきました。本当に勉強になりました。

その議論を聞いておまして一番感じたことは、2時間の議論の中でKPIなんて話、出てこないですね。第6回目だから、もう卒業したのかもわかりませんが、そういう議論はほとんどなくて、特に興味深かったのはNHKの須田さんがこんな話をされてたんです。もうこれから人口なんて増えっ

こないんだと。だから、人口は増えないけれども、どの程度の人口減で抑えられれば合格点かと、こういう考え方をもち込んだほうがいいんじゃないかと、こういうふうにおっしゃっていらして、様々な施策も、他の自治体でやっているのでもいいものはどんどん取り入れて、検証して、スクラップ・アンド・ビルドをしていけばいいでしょうと、こういうふうに須田さんはおっしゃったんですね。知事はそれに対して、障がい者雇用率を例に挙げられて、「適正な手段を使って、適正に行えば効果は必ず出る」と、かなり自信を持っておっしゃったんですね。そうかもわかりませんが、問題は、何が適正であるのかというこの価値判断、これが大事だと思うんですが、知事、何が適正の価値判断ですか。

○知事（鈴木英敬） 多分、三谷議員と私がああとき申し上げたことと余り変わりないと思うんですけども、要は今、地方創生のこのスキームの中では、昨日、検証部会というものの報告のペーパーが入っていたと思うんですけど、あの方々が、基本、K P I とかについてP D C Aを検証するということになっていて、それが報告される場ということでしたので、地方創生のスキームでいえば、ああいう検証部会を通じてその施策が適正なのかそれを検証していただいて、これはじゃ、このK P I とかその数値目標に適しない取組だよなという御指摘をいただいたらそれを改善していくということだと思いますので、スキームの中で御指摘いただいて適正なものやっっていく、あとまた、我々が次に、これだめだよなと言われて次に出していくときには、まさに須田局長もおっしゃったように、他県の例なんかも参考にしながらやっったり、効果的な効率的なものやっっていく、提示していくということが大事なんだと思います。

〔38番 三谷哲央議員登壇〕

○38番（三谷哲央） 確かに、何が適正かというのはなかなか難しいところはあると思うんですが、いろいろ試行錯誤の中で頑張っていくほかないのかかと、そんな感じがしております。

それからもう一つ、特に僕はおもしろいと思ったのは埼玉大学の石阪先生

がおっしゃったことなんです。あの先生は、昨日のお話では、まず三重県に独身で来られて、こちらで結婚されて、こちらで子育てをされたと。その後、埼玉県に今行かれて、三重県には12年おりましたよと。埼玉県には7年か8年しかたっていないということなんです、確かに子育てという意味では三重県は非常に住みやすかったというお話をされてます。しかし同時に、もし独身でそのままいたら住みにくかったかもわからないと。

それはなぜかという、東京のほうは通勤時間も長いし、住宅は狭くて高いし、待機児童はたくさんおるし、決して子育てにはいい環境ではないけれども、多様性、寛容性、可能性が東京にはあると。とりわけ可能性は、数と質の上においても地方を完全に凌駕していると。これを担保できなければ地方からの東京への若者の流出というのはとめられませんよと、こうおっしゃったんですよね。これ言っちゃったら、もうおしまいだよ、後の議論続かないという率直な感じがしたんですが、これについての知事のコメントはなかったんです、あのとき聞いてまして。僕は別に悲観論者でも楽観論者でもありません。知事のように楽観主義で、前向きにポジティブに意思を持って進めば解決するという、そういう論者ではありませんので、ただ、こういう意志を持って進めば解決するという精神論で解決できるような話ではないと思いますが、あのお話を聞かれて、知事の率直な御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 石阪教授はあの場には観光審議会座長として入っていただいています。東京と地方との違いにおいて、多様性、寛容性、可能性がということをおっしゃられました。僕自身も、いわばIターンでこの三重県に来て住まわせていただいて10年になります。多様性、寛容性については間違いなくあると思います。こんな私でも受け入れていただいて皆さんにお育ていただいていますので、これ、多様性、寛容性、間違いなくあると思っています。

可能性のところについては、私は東京とかと比べて、量的にそれを凌駕するほどあるかと言えないかもしれないけども、可能性が全然ないと思って

ません。例えば、浅井農園の浅井君なんかは東京から帰ってきて、今うれし野アグリですばらしい、200人を雇用するそういうチャレンジもしてくれます。また、浦村でカキをやってる浅尾君たちも、新しいアサリのサンドシエルのやつをやって新しいビジネスを生んでいます。移住してきたデアルケというトマトをつくってくれている子も大府市から移住してきて新しいビジネスをやってくれています。

なので、可能性はあると思うんですね。それが顕在化してなかったり、そのチャンスが届いてなかったり、橋渡しができてなかったりというふうには思いますので、そういうところをつなげてあげる。実際に、去年は開業率は全国で11位になっています。私が知事になる前は全国28位で、全国平均以下でした。という形になってますので、それをつないでいくこと、もっと顕在化させていくこと、掘り出していくことが大事なと改めて思いました。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） しっかりとこれからも議論を見守っていきたいと思いますし、次の会議のときもまた出席をさせていただきたいなど。来ていただかなくて結構というお話でしょうけども、お邪魔をさせていただきたいと思えます。

では次の項、シティプロモーション、これについて少しお伺いをしたいと思います。

最近、シティプロモーションという言葉がよく使われるようになってまいりました。従来は経営学の世界、とりわけマーケティングの世界でセールスプロモーションという、こういう概念が使われておまして、その意味するところは、キャンペーンなどを活用して消費者の購買意欲や流通業者の販売意欲を引き出す取組全般を指すと、このように定義をされてきております。このセールスプロモーションの考え方を観光や定住促進、転入促進に活用しようとするのがシティプロモーション、こういうもので、福岡市が1986年にシティセールスという言葉を使ったのが最初と、このように言われておりますが、1999年には和歌山市がシティプロモーション推進課を市長公室に設置

をしました。その後2000年代になりますと、その半ばから政令市を中心に、多くの自治体でシティプロモーションに関する行政計画等が策定されるようになって、今や自治体ではこの考え方はかなり広がっていると、このように感じております。

まず最初に、三重県においてシティプロモーション、これに対する認識といますか、取組についてお教ををいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） いわゆるシティプロモーションに対する認識と取組ということで答弁させていただきます。

シティプロモーションにつきましては、一般的に確定的な定義というのはないと承知しており、様々な使われ方がしておりますけれども、まず私が共感する二つの考え方を紹介させていただきたいと思います。

一つ目は、ある有識者らの著書にあるのですが、「地域内住民はもとより、地域外の人々からも支持され、選ばれる地域像を確立し、それを広く知らしめること」とあります。そして、「そのためには、買いたい、訪れたい、交流したい、住みたいという四つの領域での充実が最低条件」ともあります。また、「単に対外的アピールにとどまらない地域の魅力づくりから生まれる地域定住者の誇りに裏づけられなければならない」ともあります。

次に二つ目ですが、当県は加盟していませんけれども、シティプロモーション自治体等連絡協議会のサイトにおいて、そこに住む地域住民の愛着度形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上とも紹介されています。

このようなことも踏まえ、シティプロモーションとは、三重県内外の方々に対して、三重の様々な魅力の発信などを通じて県内外の方々には選ばれる三重となることを目指していく営業活動や地方創生の取組などの総称が三重県としてのシティプロモーションの取組と申し上げることができると考えます。私は知事就任前は、三重県はすばらしい食や景観、歴史文化があるのに十分に知られていないのではないかと、また、こんなにすばらしい場所に暮らしていることの幸福を少し当たり前と感じ過ぎて、十分に実感できていないので

はないかと感じていました。それらをもったいないと感じたことも知事選挙出馬の動機の一つでしたし、知事就任後これまでも、様々なトップセールスや三重県民の皆様の幸福実感日本一を目指した取組を積極的に行ってまいりました。

中でも、最近のシティプロモーションに資する取組の代表的なものとしては、伊勢志摩サミットを契機とした三重県の魅力の総合発信や三重県民の皆さんに御協力いただいた各種運動を挙げることができると思います。私はサミット開催決定後の9月、ニューヨークを訪問した際の講演で、サミットを通じた三重の進化へのビジョンとして五つ掲げたうち、市民にプライド、市民自身がアクティブ・シチズンとして市民によるイノベーションで発展していく地域へということと、あらゆる分野で世界中から選ばれる地域へを申し上げました。結果として、延べ36カ国の海外プレスツアーをはじめとした情報発信、また県民の皆様によるおもてなし運動の実施など、自らの地域やみずからの挑戦に自信や誇りを持つきっかけになったと思います。さらに、それらを受け継いでいく意思をあらわすため、サミット閉幕して半年後に伊勢志摩サミット三重県民宣言をお示ししました。

今後も県庁が一丸となることはもとより、市町や関係団体の皆さんと一体となったオール三重県でのシティプロモーションに資する取組を積極的に行い、三重県の活性化につなげてまいります。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） これからも取り組んでいくという力強いお話でございますので、是非期待したいと思います。

続きまして、本県の「営業戦略」とは？と、この点を少しお伺いをしたいと思います。

よく民間企業と地方自治体などの行政組織、これを比べた場合、民間企業にあつて行政組織にないものと。正解は、営業課があるかないかという、よくそういう話があります。確かに、総務とか土木とか環境とか福祉とかいろいろありますが、なかなか行政組織に営業という、三重県の場合は営業本部

というのがありますが、それは後で議論させていただきたいと思いますが、営業というのはなかなかありません。先ほどから申し上げますのは、このシティプロモーションというのはまさに営業の考え方なんです。言い換えれば、シティプロモーションというのは三重県の営業、三重県をどう売り込むかというその考え方だと、こう思っております。当然のことながら、売り込むということは、一体誰に、対象者がどこなのかと。その対象者をまず設定をしなければならない。そして、誰に対して何を、どんなコンテンツを売り込んでいくのかと、このことを考える必要があると、こう思っています。じゃ、さらに、誰がというその誰は、どの地域に多いのかとか、その誰はというのはどういうメディアを通じて情報を収集しているのか、そういう様々な相手の特徴というものをしっかりと考えていかなければ営業というのは成功していかないんです。いわば戦略性と営業マインドが要ることなんです。

本県を売り込む場合、何を必要とするか、何に重点を置いて進めようとするのか、その営業戦略について、まず次にお伺いをしたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 本県の営業戦略について、対象者はどのような方で、どういったものを売り込んでいくのかということに対して御答弁を申し上げたいというふうに思います。

平成30年度における三重県営業本部では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年のチャンスを逸することなく、三重県のこれまでの取組を最大限に生かし、関係機関と連携することで成果の底上げを目指すを共通の目的として設定をいたしまして、首都圏及び関西圏に加え、海外も視野に入れた取組を展開していくこととしてございます。

そのために、戦略的なプロモーション活動の展開、観光の目的地として選ばれる誘客取組の展開、食の産業振興推進の三つを重点的な取組の柱に据えるとともに、数値目標を設定し、部局間での連携強化を図りながら戦略的に営業活動を展開しているところでございます。

営業活動のターゲットとしましては、首都圏、関西圏及び海外の消費者のほか、移住、UIターンを考えている方など、特定の目的を有した人、さらに個人以外でも企業、事業者、団体等を対象としております。

また、売り込むコンテンツとしましては、三重の食の魅力、三重の観光の魅力、三重の自然の魅力、三重の歴史や文化の魅力、三重の産業の魅力のほか、三重の住みやすさ、国際会議の受け入れ体制や東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地に適した環境などであり、多岐にわたる三重の魅力を効果的な発信方法でPRしていきたいというふうに考えてございます。

具体例としましては、食の販路拡大であれば、東京オリンピック・パラリンピックでの活用を見越して首都圏のホテルやレストランのシェフ等に三重県食材をPRしたり、移住の促進でございましたら、今年度は首都圏及び関西圏において相談者の多数を占める20から40代の若年層を中心に移住のイベントを実施するなど、ターゲットを意識した営業活動を推進していくことが重要であるというふうに考えてございます。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） ありがとうございます。

改めて言うまでもなく、シティプロモーションというのは手段であって、目標ではありません。その目標は自治体によっていろいろ違うんだと思いますが、普通、営業戦略の観点から言いますと、何人かの学者の方にも聞いたりにしていますと、通常、自治体の目標というのは11ぐらいに絞られるのではないかと、こうおっしゃってます。

（パネルを示す）皆さん方のお手元に映写資料を置かせていただいておりますが、1番が認知度拡大（自治体名向上）、2番目が情報交流人口増加、ホームページへの訪問者数などですね。3番目が交流人口増大、観光客などのことです。それから、4番が定住人口獲得、5番がシビックプライド醸成、先ほども少し話が出ました地域への愛着、それから、6番目がスタッフプライド育成、自治体職員の自負心、こういうものを向上させていく、7番目が協働人口拡大、三重県ファンの獲得とか拡大、8番目が人口還流実現、I,U

ターン、こういうことです。それから、9番目が関係人口の開拓、交流以上・定住未満、こういうところを広げていく、10番目が企業誘致進展、そして11番目に地域活性化と、こういうことが通常言われるわけであります。

どれも非常に重要なことで、これはあくまでも営業戦略の観点から挙げた目標です。こういう観点から出てきたときに、地域資源と、非常に限られてますからある程度戦略的に選択と集中、こういうものを考えていかなければいけないと思いますが、こういうような目標の中で優先順位をつけるとすれば、三重県を売り込む営業戦略の観点から優先順位をつけるとすれば、どういう順番になりますか。それを教えていただけませんか。

[村上 亘雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、議員お示しをいただきました11の政策目標の優先順位について御答弁を申し上げます。

シティプロモーションを実施するに当たりまして、議員がお示しをいただきました11の政策目標につきましては、手段であったり、目的や目標など、様々でございます。全てが重要ではないかというふうに考えております。

ただ、この中で優先順位をあえてつけるとすれば、5の地域への愛着、6の自治体職員の自負心といった人のマインドを高めていくことがより重要ではないかというふうに考えております。

地域を愛する人や団体、三重を愛する人や団体が増えることが、地域や三重をよりよくするための大きな原動力となります。また、自治体職員がそのような人や団体の熱い思いをしっかりと受けとめ、自らも強い意欲と熱意を持って営業活動に当たることで他の政策目標の実現にも近づいていくのではないかというふうに考えてございます。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） いろんな勉強会でこの議論をさせていただいておまして、今の部長の御答弁が、もしその勉強会で出ますと落第のところになるのではないかなと、こう思っております。

先ほどから言ってますけど、民間企業の営業戦略なんですね。A I DMA

の法則というのがよく言われます。消費者がある商品を知って購入に至るまでの段階、1番がAttention、認知から始まってInterestの関心、Desireの欲求、それからMemoryの記憶、最後の5番目のActionの購買行動、こういうものにつながるという。例えばCMで商品を認知して、いいかもしれないと関心を持って、一度買ってみようかなという欲求が生まれて、それを記憶にとどめて、最後は購入行動につながると、こういうことです。

アイサスってあるんですね、AISASという。これはネットの購買行動のプロセスモデルと言われてまして、電通が提唱してますが、これもAttention（認知）から始まって、Interest（関心）、3番がSearch（検索）、4番がAction（購買行動）、5番がShare（共有）、商品価値の商品評価のネットでの共有、こういうことで結ばれてます。

もう一つ、ついでに言いますと、AIDCA（アイドカ）というのがあります。これは消費者が消費行動を行うまでの心理的な過程をあらわした消費者行動分析モデルと言われてまして、これも1番目がAttentionなんです。最後がAction（購買行動）。つまり、認知Attentionを大きくすることが全てのスタートになってまして、最後がActionにつながってくる。Actionというのは、商品でいえば購買行動ですが、自治体でいえば定住者が増えるとかこういうところにつながってくるのかなと思ってまして、本県のAttention、認知度向上、先ほど来少しお話がいろいろ出てました。こういうことが僕は非常に大事だろうと思ってます。

時間がないので、この議論はやめておきます。またしつこく言うようですが、三重県のブランドカアップ、知事が最初に選挙に出られたときの政策集、トップ10にしますよという。今何位かそんなことを聞くつもりは毛頭ありません。しかし、このブランドカアップで認知度向上で成功してる例があります。例えば香川県はうどん県と改名をされて、一気にブランド力が24位から14位に上がってるんです。これがやっぱり認知度向上なんですよ

ね。いろんなことを言われても、それはなかなか一般のところへの情報発信につながっていかないと思います。何々といえば三重県という、この何々というところが非常に大事で、せんだってもある広告業界の方と話ししてましたら、さっきちょっと話が出てました海の幸とか自然に恵まれて住みやすいとか、こんな眠くなるようなものは全然インパクトがないんやということで、やはりストーリー性とか驚きとか注目、共感、好奇心、一読性、新規性、こういうものが入ったような言葉がぼんと出てこない、三重県というのはなかなか売れません。今、幾ら三重県いろいろ言うとしても、東京あたりで三重県といえば何ですかといたら、せいぜいF1か伊勢神宮か赤福ぐらいでしょう、つながってくるのは。やっぱりそれをつながるような言葉というものを研究していただきたいなと、こう思います。

もう今日時間がないのでこの議論はやめますが、ぜひそこら辺のところは御研究をいただきたい、こう思います。

最後、8分になりましたので地元課題、今までと全く様相の違う質問をさせていただきます。やはり地方創生とかシティプロモーションでは食っていきませんので、やっぱりこの問題を少し議論をさせていただきたいと思いますが、一つは、もう一緒に御答弁いただければいいとおもいます。国道1号東部拡幅、何回か議論をさせていただいておりまして、伊勢大橋のかけかえ工事、どうも最近遅れているよねという御指摘をよくいただきます。遅れている原因はいろいろあるとは思いますが、今の現状と今後の見通し、これを教えていただきたいと思うのが一つ。

それから二つ目が、木曾三川下流域の堤防耐震対策、これをお伺いしたいと思います。南海トラフ地震、この間の一般質問でも出ておりましたが、30年間で発生確率が70から、今度は70から80%ぐらいに上がってきたと言われていまして、しかも我が地元の桑名市から木曾岬町、このあたりは日本有数の海拔ゼロメートル地帯であります。

しかし、同時にナガシマリゾートには年間1500万人の方が来られるという、そういう地帯でありまして、万が一液状化等々で破堤するようなことがあれ

ば大変な被害が出てくるということは当然予想されますので、このあたりのところ、長島海岸が終わって、今、城南海岸がこれから本格的ですよと。うちの町長が言ってる鍋田川の堤防どうんねやと、ここら辺のところを是非教えていただきたいなと、こう思っています。

最後は、利用者が増えてきています国営木曾三川公園、この整備状況、これを教えてください。上流部、中部、ここら辺のところはできてきて、これから本格的に河口部をやらなきゃいけないと思います。特に桑名七里の渡し公園、この整備と、それからもう10年以上前から本地は何回も見せていただいています河口部の整備、これをどうするのかと。マリナーをつくるとかいろんな話は聞かせていただきましたが、全く具体的な話が聞こえてきません。そのあたりのところも、あわせてお願いをしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 御質問いただきました3点につきまして、順に御説明をさせていただきます。

国直轄事業でございます国道1号桑名東部拡幅事業は、市内の渋滞解消や防災対策を目的に延長約3.9キロメートルの道路整備を行うものであり、現在、伊勢大橋のかけかえ工事が進められています。伊勢大橋のかけかえ工事は平成27年度に着手され、これまでに、全体で17基ある橋梁下部工のうち9基が完成しています。今年度は揖斐川で2基を発注する予定であり、今後、下部工工事の進捗に合わせて上部工に着手すると聞いております。

本年6月28日には、桑名市長が会長を務めます国道1号桑名東部拡幅事業促進期成同盟会の総会が開催され、7月9日、10日に国土交通省などへ要望活動が行われる予定でございます。

県といたしましても、本年5月の提言活動において国土交通大臣への要望を行いました。今後、促進期成同盟会とともに一日も早い完成に向け、あらゆる機会を捉え、国へ対して働きかけていきたいと思っております。

次に、木曾三川下流部の耐震対策についてお答えをいたします。

国管理の木曾三川河口部の河川堤防につきましては、国土交通省により平

成23年度から耐震対策が進められており、平成30年4月時点で、計画延長45.7キロメートルのうち16.7キロメートルが完了しています。現在、優先的に対策を実施する箇所として、木曾川の4.1キロメートル区間について、2023年度までの完了を目指して工事が進められています。今年度は、木曾川右岸の桑名市長島町地内において工事を実施する予定としております。

今後、木曾三川河口部の耐震対策の促進を強く国に働きかけてまいります。

次に、木曾三川河口部における県管理河川につきまして、木曾岬町の鍋田川右岸堤防において、平成29年度に木曾川合流点から下水門までの延長約1.4キロメートルの区間において耐震対策の計画を策定いたしました。

このうち、木曾川合流点から上流に向けての延長75メートルにつきまして平成30年3月に工事契約を締結し、現在、工事に着手をしております。

今年度も引き続き、延長約75メートルの工事発注を予定しているところであり、今後も着実に整備を進めてまいります。

城南地区海岸につきましては、延長約790メートル区間において平成26年度から耐震対策と高潮対策に取り組んでおります。平成29年度までに延長約200メートルの整備が完了しており、今年度は延長約50メートルの整備を予定しております。

当海岸におきましても、引き続き着実な整備を進めてまいります。

国営木曾三川公園でございますが、木曾三川公園の河口部においては、桑名市揖斐川沿いに、桑名七里の渡し公園が計画されております。この公園は、廻船業者が集まる船だまりとして発展した歴史を持つ住吉地区、旧東海道唯一の海路の渡し場跡に位置する七里の渡し地区、揖斐川右岸堤防沿いの揖斐川右岸地区の3地区に区分されております。このうち住吉地区は重要文化財である六華苑や諸戸氏庭園と隣接し、一体的な活用が期待できることから、他の地区に先行して整備が行われています。

平成27年11月には0.8ヘクタールが供用されたところであり、残る0.2ヘクタールについても平成29年度に用地買収が完了し、現在、造成工事が行われ

ています。

本年、春の国への提言活動においては、住吉地区の早期完成と未着手となっている2地区のうち、歴史的意義のある七里の渡し地区への早期着手について要望を行ったところです。また、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市のみならず、3県1市が連携して設置した木曾三川公園建設促進協議会による要望活動も実施をしております。

今後も引き続き、あらゆる機会を捉えて国への要望を行ってまいります。以上でございます。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

1点追加でお聞かせいただきたいんですが、国営木曾三川公園、七里の渡しは今現在も一部供用されてますし、わかるんですが、河口部の全体の計画というのがよくわからないんですが、それは部長のほうで把握されていますか。

○県土整備部長（渡辺克己） 今、一部供用していますのが住吉地区というところでございまして、その次に鳥居のございます七里の渡し地区のほうへ事業を展開していきたいというふう聞いております。

以上です。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） それはわかっているんですが、下流域全域の公園の計画の中のそれが一部なんですよ。下流域全体の計画というのは御存じですかということを知りたいんですが。

○県土整備部長（渡辺克己） そういう面も含めた計画につきましては、ちょっと現在把握しておりません。

[38番 三谷哲央議員登壇]

○38番（三谷哲央） もう時間がありませんので終わらせていただきますが、ぜひそういう方向も御検討いただいて、国にしっかりと御要望をお願い申し上げ、時間が参りましたので終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

- 副議長(前野和美) 以上で県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

- 副議長(前野和美) お諮りいたします。明16日から28日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長(前野和美) 御異議なしと認め、明16日から28日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月29日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

- 副議長(前野和美) 本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後3時3分散会